資 料 ３

「（仮称）横浜市公共事業景観ガイドライン」の検討について

資料３－１　（仮称）横浜市公共事業景観ガイドラインの策定について

資料３－２　同ガイドラインの運用について

資料３－３　（仮称）横浜市公共事業景観ガイドライン

資料３ - １

（仮称）横浜市公共事業景観ガイドラインの策定について

１ 経緯

（1） 背景

・景観法（平成 16 年）
・横浜市景観ビジョン（平成 18 年策定）
　　景観形成に関する行政の取組として「公共施設のデザイン調整」を掲げる
・横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成 18 年施行）
・神奈川県「公共事業における景観づくりの手引き」（平成 19 年）
・横浜市景観計画、都市景観協議地区指定（平成 20 年施行）
・国土交通省『景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」』（平成 23 年 6 月）

（2） 検討の視点

・地区の特性に合った公共施設等の景観誘導のルールづくり
・公共事業のデザインを誘導し、行政自ら先導的な役割を担う

（3） 都市美対策審議会の意見聴取

第 1 回政策検討部会 （H24.1.18）
第 3 回政策検討部会 （H24.11.12）
第 5 回政策検討部会 （H25.3.23）
第 115 回都市美対策審議会 （H25.4.25）
第 6 回政策検討部会 （H25.11.14）
第 7 回政策検討部会 （H26.1.21） 了承

２ 策定の考え方

・国ガイドラインの策定趣旨を踏まえ、公共事業の景観形成において配慮すべき事項、考え方のポイントを示すものとして作成する。
・ガイドラインは、事業局において景観面のセルフチェックを行う際の手引きとして利用する。
・景観上重要な施設等については、景観担当部署（都市デザイン室、景観調整課、エリア担当課等）と連携して景観面の検討を行う。特に重要な施設は、都市美対策審議会での審議や都市景観アドバイザーの活用、景観法に基づく「景観重要公共施設」への指定等も視野に入れて進める。
・基準への適合を義務付けるものではない。また、チェックシート提出や相談、協議等の手続を義務づけることは、当面は行わない。

３ 検討スケジュール

平成 24 年度　　ガイドライン素案策定
平成 25 年度　　各事業局等との調整、ガイドラインの策定
平成 26 年度　　運用開始
運用開始後、数年経った時点で内容の見直しを検討

資 料 ３－２

（仮称）横浜市公共事業景観ガイドラインの運用について

●ガイドラインの対象となる事業

本ガイドラインは、「景観配慮は全事業で原則として重視すべき要素」という国のガイドラインの策定趣旨を踏まえ、基本的に全ての公共事業において景観的な配慮が求められるとの考えに立って策定しています。ガイドラインは、これまで市が行ってきた公共事業における景観形成に関する知見や事例等をまとめており、**景観面の検討を行う際の考え方や視点を示す手引き**として活用していきます。

●ガイドラインの運用

事業における景観面の検討は、基本的には事業の所管課が主体となり、本ガイドライン等を参考にして行います。しかし、景観上重要な事業については、景観関連部署との連携や、必要に応じて専門家の意見聴取等を行い、十分な検討を行うことが望まれます。

・景観担当部署等と連携して検討を行うことが望ましい「景観上重要な事業（以下、「重要」）」

・「重要さの判断について相談することが望ましい事業（以下、「相談」）」

の目安をガイドラインに示し、該当する場合は事業の所管課と景観担当部署が協議を行って、進め方を決定します。相談、協議等の手続を義務付けることは行いません。

(1) 年１回、景観調整課が「重要」「相談」に該当する事業について各局に照会を行い、情報を把握します。

・この時点で景観担当部署との調整を要しないと判断できる場合は、以降の検討を事業の所管課で進めることとなります。

(2) 景観検討の進め方について、事業の所管課から相談を受け、協議の上で決定します。（ガイドライン P.51）

・「重要」の事業については、景観制度の運用を行っているエリア担当課が窓口となります。必要に応じて、都市デザイン室、景観調整課、その他関係課を加えて、景観検討の進め方について協議をして決定します。

・「相談」の事業については、景観調整課又はエリア担当課が窓口となり、景観上の重要性と調整の要不要について、また調整が必要な場合にはその進め方について、同様に協議を行い決定します。

・景観検討は基本的には庁内の連携により行いますが、特に重要な事業では、都市美対策審議会等の意見聴取や都市景観アドバイザーの活用を行う場合もあります。また、景観重要公共施設や景観重要建造物等の位置づけについても合わせて検討します。

・これらの意見聴取や位置づけは、規模や用途、立地等により一律に決まるものではなく、案件ごとに判断し、適した方法を用います。（条例で意見聴取が義務付けられている場合を除きます。）

・相談の時期は、十分な調整が可能となるよう、なるべく早い時期に行うように働きかけていきます。（構想・計画段階など）

(3) 大規模公共事業にかかる庁内の既存手続との連携を図ります。

・景観調整課は各手続の担当部署との連携を図り、早期に情報を把握するよう努め、各手続に定める基準と整合するよう調整します。

●景観上重要な事業の目安について

（A）景観上重要な事業　事業の所管課と景観担当部署が連携して景観検討を進めていきます。

判断の視点 1　**景観重要公共施設・景観重要建造物に指定済、又は指定を前提として計画する施設等（通常の維持管理や補修等、軽易な行為は除く）**

現状・景観重要公共施設：現在、景観推進地区３地区内のみ指定あり。

景観推進地区	道路	公園	港湾施設
関内地区	日本大通り、馬車道　他	山下公園、横浜公園	
MM21 中央地区	地区内の全ての道路法第２条に基づく道路	グランモール公園 高島中央公園	臨港パーク 日本丸メモリアルパーク
MM21 新港地区	地区内の全ての道路法第２条に基づく道路		地区内の全ての港湾法第２条に基づく緑地、道路

・景観重要建造物：現在指定なし（景観計画に定める指定の方針に合致するもの）

（B）景観上の重要さの判断について、景観担当部署に相談することが望ましい事業

事業の所管課と景観担当部署等が協議を行い、案件によって景観検討の進め方を決定します。

判断の視点 2　**都市景観協議地区又は景観推進地区内（通常の維持管理や補修等、軽易な行為は除く）**

判断の視点 3　**都市マス、景観ビジョン等上位計画において、地区の景観形成上重要な施設、地域の核となる施設等の位置づけがされている場合**

判断の視点 4

（1）総工事費が 6 億円以上の土木、建築工事（公共空間から容易に見えないものは除く）

＜例＞・通常市民が立ち入らない下水処理施設等の奥に作られる建築物や地下シールド等は除外

・土工事が工事費の大部分を占めるもの等は除外

（2）その他、景観配慮が特に求められる場合

＜例＞・景観上重要な立地の場合（歴史的建造物等の重要な景観資源に近接、主要駅前で街の顔をつくる立地、里山等特徴的な景観を持つ地区　等）

・地区計画、建築協定、街づくり協議地区等で、特に当該事業に関連する景観面の定めがあるものの区域内で、景観上影響を与える行為（新設・新築、意匠や色彩の変更等）為を行う場合

・シンボリックなデザインの採用や地域の景観を新しく創出するような試みを行う場合

・公共建築物で周辺のスケールから著しく逸脱するもの又は従前のまちなみを大きく変えるもの

・多数の市民が利用する公共建築物（庁舎、地区センター、公会堂、図書館等）

（C）その他の事業　（A）（B）のいずれにも該当しないもの

事業の所管課において景観検討を行います。必要に応じて景観担当部署が支援します。

資 料 ３－３

横浜市公共事業景観ガイドライン

平成 26 年３月

横浜市都市整備局

目　　次

第１章　はじめに 1
１．ガイドライン策定の目的 1
２．ガイドラインの位置付け 2
３．ガイドラインの対象施設 3
４．ガイドラインの活用にあたって 3
５．対象者 3
６．利用時期 4
７．ガイドラインの構成 4
８．用語の定義 5

第２章　公共施設等の景観形成の考え方 6
１．公共施設等が果たすべき基本的な役割 6
２．公共施設等の景観形成の基本理念 6
2-1. 基本理念 6
2-2. 基本的な考え方 7
３．景観形成のための体制構築 8
４．横浜市の景観特性 9
4-1. 地区ごとの景観特性 9
4-2. 横浜の景観の多様性を感じることのできる特徴的な地区の景観特性 10
4-3. 市民に親しまれている個性的な景観を持つ地区の景観特性 11
4-4. 横浜の顔となる地区の景観特性 12

第３章　公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法 14
１．段階別の景観形成の進め方 14
1-1. 構想・計画段階 14
1-2. 設計・施工段階 16
1-3. 維持・管理段階 31
1-4. その他の公共施設等の景観配慮事例 32
２．景観形成配慮事項チェックシート 34
2-1. チェックシートの活用方法 34
2-2. 景観形成配慮事項チェックシート 35

第４章　横浜市における景観検討の流れ..... 51
１．景観上重要な公共施設等の判断の流れ..... 51
1-1. 重要：景観担当部署等と連携して検討を行うことが望ましい公共施設等 52
1-2. 相談：景観上の重要さの判断について景観担当部署等に相談することが望ましい公共施設等..... 52
1-3. その他：その他の公共施設等..... 53
２．景観上重要な公共施設等の景観検討の流れ..... 54
2-1. 景観上重要な公共施設..... 55
2-2. 景観上重要な公共建築物..... 57
３．景観形成に関連するその他資料..... 59

参考：横浜市の景観検討に関連する体制..... 60

コラム①：横浜市公共サインガイドライン..... 19
コラム②：公共建築物等における自然素材の活用..... 29
コラム③：公共施設等に屋外広告物を掲出する際の景観配慮..... 31

第１章　はじめに

１．ガイドライン策定の目的

横浜市では、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み形成が行われてきました。また、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力あるまちづくりが行われてきました。豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

こうした中、平成 18 年に市のこれからの景観づくりにおいて目指すべき方向性を長期的な視野に立ち示した「横浜市景観ビジョン」（以下、「景観ビジョン」とします）を策定し、更に平成 20 年には景観法に基づく「横浜市景観計画」（以下、「景観計画」とします）を施行しました。景観計画では、市全域の開発行為に対する行為の制限や景観形成を推進していくべき地区ごとの行為の制限等を示し、主に民間の事業を対象とした規制・誘導を実施することで、より一層の「横浜らしさ」のある景観づくりに取り組んでいます。

しかしながら私たちの目に映る景観は、こうした民間建築物だけではなく、周辺に広がる自然環境とともに、道路、公園、河川、橋梁、公共建築物といった公共施設等がその重要な構成要素となっています。特に、公共施設等は、市民生活と密接な関わりがあるとともに、周辺の景観に与える影響も大きく、市のイメージを内外に印象づける重要な役割を担っています。

市では、公共施設等の景観形成についても、関内地区やみなとみらい 21 地区等の都心部を中心に積極的に推進してきており、こうした意欲的な取組を市全域に広げていくことで、市の更なる魅力の向上が期待できます。

公共施設の景観形成を巡っては、国において平成 15 年 7 月に策定された「美しい国づくり政策大綱」に基づき、平成 23 年 6 月に景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」が策定されました。その策定趣旨において、公共施設等の景観形成は、事業実施の際に原則として重視すべき要素として扱うことが求められています。またその際、単にコストをかけて豪華にするのではなく、またコスト縮減のみを優先し景観整備を省くのでもなく、事業の景観形成方針を踏まえた適切なコスト管理を行い、必要なものに対して適切なコストをかけることの重要性について言及しています。

このため、市が蓄積してきたこれまでの知見や手法を市全体へと波及させ、「横浜らしさ」を感じることのできる景観づくりをより一層推進するために、公共事業における景観検討の手順や、事業の進捗段階に応じた景観配慮の視点等をまとめた「横浜市公共事業景観ガイドライン」（以下、「ガイドライン」とします」）を策定します。

公共施設等の景観形成は、事業担当者等がガイドラインを用いて主体的に取り組むことを基本としつつ、必要と求めに応じて、景観担当部署等との連携や、横浜市都市美対策審議会又はその部会等（以下、「都市美対策審議会等」とします）への意見聴取を行うことにより、より質の高い魅力的な景観づくりに取り組んでいきます。

2．ガイドラインの位置付け

ガイドラインは、公共施設等が景観形成における先導的な役割を担っていくために、市をはじめ国や神奈川県が実施する公共事業の景観形成の指針として策定したもので、景観ビジョンや景観計画と一体となって景観づくりを推進するものです。

ガイドラインは、景観ビジョンを踏まえるとともに、景観計画や都市景観協議地区で定める都市景観形成ガイドライン等との連携を図ります。更に、国土交通省が策定している各種公共事業の景観ガイドラインや「神奈川県公共事業における景観づくりの手引き」との整合を図ります。

また、今後の市における景観施策の展開等を踏まえ、必要に応じて、見直しを実施します。

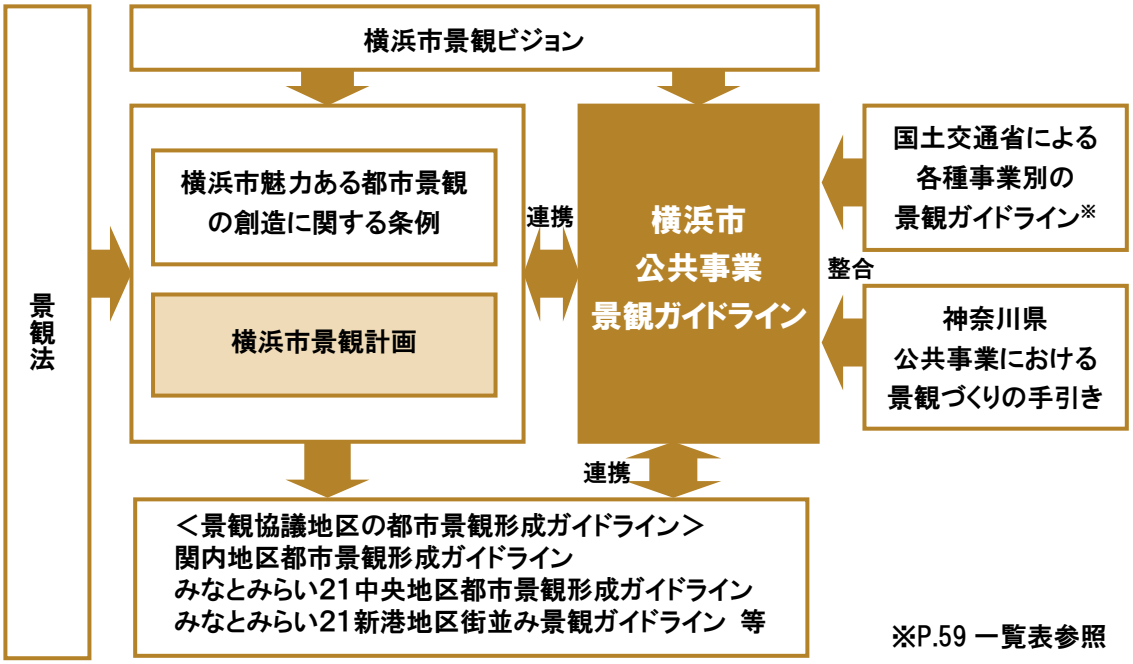

３．ガイドラインの対象施設

ガイドラインは市内で行う全ての公共施設等の整備を対象とし、主に以下に示す、６つの公共施設についてまとめています。

道路	橋梁	河川・水路	港湾・漁港	公園・緑地	公共建築物

上記以外の施設等については、上記のうち該当又は類似する施設・建築物の記述を参考に進めます。

４．ガイドラインの活用にあたって

ガイドラインは全ての公共施設等を対象としていますが、景観法に基づく景観重要公共施設等への指定状況や、上位関連計画の位置付け等による景観上の重要性の判断の視点から、公共施設等を以下の３つに分類し、それぞれに応じた調整・検討を実施していくことが望まれます。

- **景観担当部署等と連携して検討を行うことが望ましい景観上重要な事業（重要）**
- **重要さの判断について景観担当部署に相談することが望ましい事業（相談）**
- **その他の事業（その他）**

判断の流れの詳細は、「第４章 横浜市における景観検討の流れ」に示します。

【重　要】・重要と位置付けた公共施設等は、都市デザイン室、景観調整課、エリア担当課等と連携して景観検討を行います。

【その他】・事業所管課においてガイドラインを参考に景観検討を行います。
必要に応じて、都市デザイン室、景観調整課、エリア担当課等に相談を実施することが望まれます。

【相　談】・景観調整課等との協議の上、「重要」又は「その他」に再分類します。

５．対象者

主として、市内で公共施設等の計画・整備、維持・管理に係る行政担当者及びこれらに携わる民間事業者等を対象とします。

６．利用時期

公共事業は、「構想・計画」、「設計・施工」、「維持・管理」の各段階で複数の担当者が関わるため、それぞれの段階で必要な景観配慮について適切な検討を行うことが重要です。

このため、ガイドラインは、「構想・計画」、「設計・施工」、「維持・管理」の各段階で活用していくものとします。

７．ガイドラインの構成

ガイドラインは以下の構成となっています。

第１章　はじめに　ｐ.1

ガイドラインの策定目的、位置付け、対象施設、対象者、利用時期といった基本的事項を整理しています。

第２章　公共施設等の景観形成の考え方　ｐ．6

公共施設等の景観形成を進めていく上での手がかりや押さえておくべき考え方として、公共施設等が果たすべき基本的な役割、景観形成の基本理念、横浜市の景観特性を整理しています。

第３章　公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法　ｐ．14

公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法を段階別で整理しています。

また、各段階で検討した景観形成の留意点・デザイン手法等をとりまとめ、次の段階に適切に引き継いでいけるよう景観形成配慮事項チェックシートを整理しています。

構想・計画段階		ｐ.14
設計・施工段階	道路	ｐ.16
	橋梁	ｐ.20
	河川・水路	ｐ.21
	港湾・漁港	ｐ.23
	公園・緑地	ｐ.25
	公共建築物	ｐ.28
維持・管理段階		ｐ.31
その他の公共施設等の景観配慮事例		ｐ.32
景観形成配慮事項チェックシート		ｐ.34

第４章　横浜市における景観検討の流れ　ｐ.51

公共事業を実施するにあたって、景観形成の検討の流れや、庁内及び関係機関との調整方法について整理しています。

８．用語の定義

●公共施設

国、神奈川県、市が主体として整備する公共事業の内、景観法第８条第４項ハに掲げる景観重要公共施設として指定できる道路、河川、公園等

●公共建築物

国、神奈川県、市が主体として整備する市役所をはじめとした庁舎や学校施設、文化施設、公営住宅、供給処理施設等の建築物

●公共施設等

上記に掲げる公共施設、公共建築物に加え、市街地再開発整備事業、区画整理等の面的整備に関する事業や、駅舎、鉄道路線等の公益施設を含めた施設

第２章　公共施設等の景観形成の考え方

１．公共施設等が果たすべき基本的な役割

道路、公園、河川、公共建築物等に代表される公共施設等は、市民の快適で安心・安全に暮らすことができる生活環境を実現するために欠かすことのできない役割を担っています。

また、公共施設等は、大規模な施設となることが多く、一度整備されると、長期にわたりその場にあり続ける永続性の高い施設であり、多くの人の目に触れる機会が多いことから、景観への影響も大きくなっています。更に、道路や河川等が軸を形成し、公園や公共建築物等が拠点を形成するなど、市の都市構造を形づくる骨格として、人々に市のイメージを印象付けやすいものとなっています。

このように公共施設等は、市の景観を構成する要素の中でも重要なものであり、その整備にあたっては、魅力的な景観の形成を先導する役割を担っていくことが求められます。

２．公共施設等の景観形成の基本理念

2-1. 基本理念

公共施設等の景観形成においては、次の３つを基本理念とします。

●先導／市や地域の景観形成を先導する公共施設等

公共施設等は、周辺の景観特性や周辺環境を尊重し、その場に蓄積されてきた景観になじませていくことを基本とし、民間施設の景観形成を先導する役割を担います。

更に、市のランドマークとなる公共施設等においては、景観上の重要性を踏まえた十分な調整・検討を行い、地域の新しい景観を創出するような優れた景観デザインを取り入れることなどにより、横浜らしい景観形成の推進に努めます。

●愛着／市民等に愛され、大切に活用される公共施設等

公共施設等は、市民の快適な住環境を実現し、市民が魅力を感じられるものを目指します。

市民から愛される公共施設等を整備していくことにより、それらが後世に引き継がれ、市の景観資産となるように努めます。

●機能／市民が利用しやすく、安心・安全に暮らすことのできる公共施設等

公共施設等は、その機能を十分に満たしつつ、市民が安心・安全に利用することができることが基本となります。

また、派手な装飾等による過度な景観配慮をするのではなく、洗練された普遍的なデザイン等を用いることで市民が利用しやすく、維持・管理のしやすいものとなるよう努めます。

2-2. 基本的な考え方

基本理念を踏まえ、良好な景観形成に配慮した公共施設等の整備の推進を図るため、景観形成の基本的な考え方を次の通り設定します。

●景観形成の一貫性を考える

公共施設等の整備においては、構想・計画段階から維持・管理段階に至るまで、設計意図や景観形成の考え方を継承し、一貫性をもって考えていく必要があります。

●景観形成の連続性・一体性を考える

公共施設等の整備は、施設内での各要素の総合的なバランスや周辺環境への調和に配慮し、当該施設内や周辺施設との連続性・一体性を考えていく必要があります。

●市民の想いを取り込み考える

公共施設等の整備においては、市民の意見に積極的に耳を傾け、市民の地域や公共施設に対する想いを取り込みながら考えていく必要があります。

●地域らしさを考える

公共施設等の整備は、周囲の歴史や風土に即した形態、素材を用いることで、その地域らしさを感じられるよう考える必要があります。

●時の経過を考える

公共施設等の整備は、整備後の維持・管理についての考慮や、いつまでも愛される施設とするための飽きのこないデザインとするなど、時の経過を考える必要があります。

●機能性やコストを考える

公共施設等の整備は、景観面に配慮するだけでなく、本来求められる機能性を十分に満たすとともに、資材の汎用性や経済性にも配慮する必要があります。

３．景観形成のための体制構築

公共施設等の整備にあたっては、事業の所管課が中心となって景観デザインの検討を進めるとともに、必要に応じて都市デザイン室、景観調整課、エリア担当課等との調整・協議を実施します。これら景観担当部署等との連携により、事業を行う地域の景観特性についての理解を深め、これまでの蓄積を踏まえ、課題や求められる配慮等について様々な角度からの検討が可能になります。

更に必要な場合には、景観形成の進め方や方針等について庁内の承認を得るためにデザイン推進会議に諮ったり、都市美対策審議会等への付議、市民からの意見収集、関連する周辺施設等の事業者との調整等を行います。景観担当部署は案件に応じこれらの活用・調整を進め、協力して景観面の質の向上を図ります。

民間事業者と協働で実施する事業の場合は、ガイドラインを参考に、求められる配慮や方針をあらかじめ整理し、事業者の選定に活かします。また、景観上重要な公共施設の整備の際は、事業者の選定過程において、指名競争入札以外にもプロポーザル・設計競技等を活用することにより、質の高いデザインや創意工夫等を得られる事業者を選定するよう努めます。

いずれの場合も、庁内外の関係者が早い段階から景観形成の方針や考え方を共有し、その実現に向けて互いに協力することが重要です。

□景観形成のための検討体制

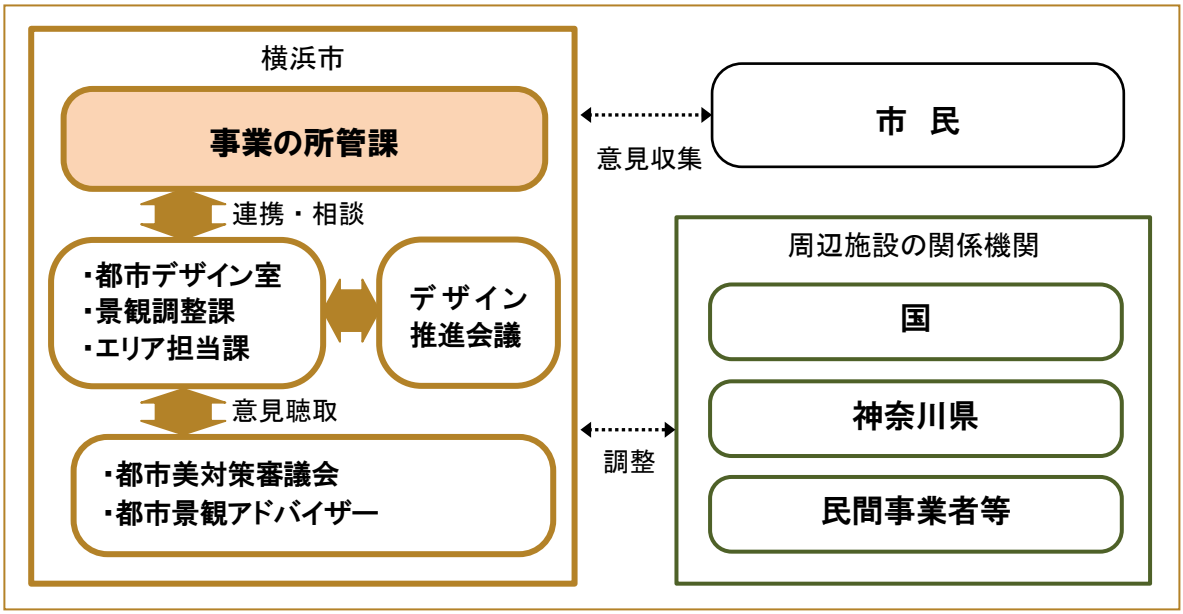

4．横浜市の景観特性

※　横浜市の景観特性について詳しくは「横浜市景観ビジョン」参照
※　p.9～13 の写真はイメージです

4-1. 地区ごとの景観特性

（1）駅前・駅周辺

市内には、多くの駅が位置しており、その駅前及び周辺の多くは、商業・業務機能が集積する街の玄関口となっています。こうした駅・駅周辺では、商業・業務機能の集積による賑わいのある景観を形成しています。

（2）高密度な既成市街地

市内には、旧街道などの道路網の発達により古くから形成されてきた既成市街地が多く存在しています。こうした既成市街地では、商店街や下町の風情を感じることのできる建造物が点在する街並みを形成しています。

（3）商工業・住居などが混在した市街地

市内には、小規模な商工業系の建築物や住宅などが混在した市街地が広がっており、その多くは河川沿いなどに立地しています。こうした市街地では、落ち着いた住宅地の中に商工業系の建築物が点在する景観が形成されています。

（4）丘の上の住宅地

市内の丘陵地の上には、開港以来開発されてきたまとまりのある住宅地が広がっています。こうした住宅地では、坂道の起伏からなる景観の変化や市街地への眺望を楽しめるとともに、宅地内の植栽などにより緑豊かな景観を形成しています。

（５）郊外部の一般住宅地

市内の台地や丘陵部の一部には、各駅を中心とした街並みが形成され、その周辺には住宅地が広がっています。こうした住宅地では、地形の変化などによる周辺環境に応じた住宅地の景観が形成されています。

（６）計画開発による住宅地

市内の台地や丘陵部の一部には、旧来からの一般住宅地とともに、高度経済成長期以降に計画開発された大規模な住宅地が広がっています。こうした住宅地では、計画的に緑地や公園等が配置され、宅地内の植栽とともに緑豊かな景観が形成されています。

4-2. 横浜の景観の多様性を感じることのできる特徴的な地区の景観特性

（１）臨海工業・物流地区

市の臨海部には、港町である横浜らしさを感じることのできる多くの工場や倉庫、港湾施設等が立地する臨海工業・物流地区が形成されています。こうした地区では、大規模な施設が建ち並ぶダイナミックな景観が形成されているとともに、近年では「都心臨海部・インナーハーバー整備構想」※を受けて美しい港を目指した景観形成が進められています。

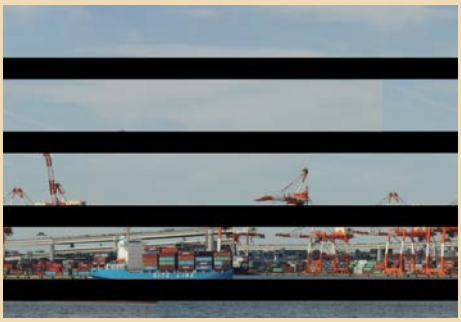

（２）まとまった樹林地・農地、大規模な公園等

市の郊外には、まとまった樹林地・農地などが広がっています。こうした樹林地・農地などは、生物の重要な生息環境となっているとともに、街に広がりや潤いを感じさせる景観を形成しています。

※開港 150 周年を契機に、インナーハーバーエリア※における将来都市像やまちづくりの推進について、次の 50 年（2059 年）に向けた検討を行ってきた。平成 21 年にはビジョンの取りまとめを目的とする「横浜市インナーハーバー検討委員会」が設置され、平成 22 年 3 月に検討委員会から市長へ、50 年後に向けた都市戦略を示した「都心臨海部・インナーハーバー整備構想」提言書が提出された。
インナーハーバーエリアとは、おおむねベイブリッジの内側でＪＲ京浜東北・根岸線より海側の地域を指す。
http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/design/ih/

（３）河川

市内を流れる河川は、人々が緑や水辺を感じることのできる貴重なオープンスペースを提供しています。また、大規模な河川は、都市の骨格を形成する重要な要素となっています。

（４）幹線道路沿道

幹線道路沿道には、大規模商業施設やロードサイド系の商業施設などが建ち並ぶ景観を形成しています。また、街路樹により、緑の軸を形成している道路も見られます。

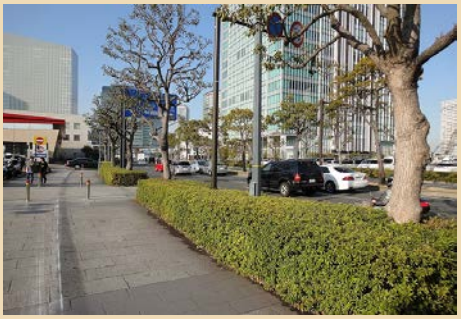

4-3. 市民に親しまれている個性的な景観を持つ地区の景観特性

（１）寺家ふるさと村周辺地区

市の北西部に位置する寺家ふるさと村周辺地区は、雑木林の丘に挟まれた谷戸田と呼ばれる細長く伸びた水田が幾筋もあり、水田とその周辺の樹林地が一体となった田園景観を形成しています。また、農業体験を行うことのできる施設やレジャー施設等も整備されており、人々を楽しませています。

（２）舞岡ふるさと村周辺地区

市の南西部に位置する舞岡ふるさと村周辺地区は、豊かな田園景観が広がっているとともに、貴重な水源域をふくむ山林が広がる農業地域となっています。地区内には、古民家を移築するなど、農村の歴史を感じることできる景観を形成しています。

（３）金沢八景・金沢文庫周辺地区

市の南端部に位置する金沢八景・金沢文庫周辺地区は、鎌倉文化を受け継ぐ景勝地であり、趣のある街並みなど歴史的景観を形成しています。また、地区内は、豊かな緑や水辺により潤いを感じさせる景観が残されています。

4-4. 横浜の顔となる地区の景観特性

（１）関内周辺地区

関内周辺地区は、商業・業務機能を中心に、文化芸術等、多様な機能が複合する地区です。開港の歴史を伝える歴史的建造物等が点在し、港からの眺望、港への眺望を意識したまちづくりが進められてきました。地区内には馬車道、山下公園通り、日本大通りなどのゆとりと賑わいのある道路空間が整備され、ゾーンごとに異なる個性的な都市景観を形成しています。

（２）山手地区

山手地区は、居留地時代から継承されてきた、ゆとりある敷地と豊かな緑をもった街並みが形成されており、また海からの眺望の背景となる山手の崖線の緑地を形成しています。地区内には、西洋館などの歴史的建造物やヒマラヤスギなどの地区の歴史・文化を伝える景観資源が残されています。

（３）みなとみらい 21 地区

横浜の顔として、横浜駅周辺地区と関内地区の２つの都心を結ぶ中央地区と近代港湾発祥の地である新港地区の対比を生かした景観形成が進められてきました。中央地区では、商業・業務などの多様な都市機能が集積した近未来的なイメージを目指し、新港地区では歴史性を生かし、赤レンガ倉庫をはじめとする歴史的資源を保全・活用した街づくりが進められています。

（４）横浜駅周辺地区

横浜駅周辺地区は、横浜の中心的な交通結節点となっており、商業・業務施設が集積する都心部としての景観を形成しています。近年は「エキサイトよこはま２２」に基づくまちづくりガイドラインを定め、横浜の玄関口にふさわしい印象的で魅力ある都市景観や、河川空間や路面のにぎわいなど地区の特徴を生かした個性ある景観の創出を目指しています。

（５）新横浜駅周辺地区

新横浜駅は新幹線停車駅であり、初めて横浜を訪れる多くの来街者に横浜の印象を与える地区となっています。駅前には商業・業務施設が集積し、周辺の緑とともにゆとりある都心的な景観を形成しています。

第３章　公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法

１．段階別の景観形成の進め方

1-1. 構想・計画段階

□公共施設の機能や役割を明確にする

- 施設の機能や役割、立地条件や周辺特性を把握し、効果的な施設となるよう計画する。
- 上位関連計画等を踏まえ、公共施設等の位置付けを明確にする。
- 構想・計画の景観形成上の意図や考え方を関係者と調整したうえで共有、明文化し、各段階へ確実に継承する。

□周辺の自然、歴史等を把握し、調和・活用を図る

- 周辺の自然環境との調和に配慮し、既存の地形を最大限生かした計画となるよう努める。
- 周辺の街並みや歴史的建造物等の景観資源、祭り・イベント等の地域の歴史的背景を考慮し計画する。
- 環境に対して、極力負荷がかからないよう配慮する。

□基本は周辺景観に調和させる

- 公共施設等は、原則として周辺景観との調和に配慮し、地域に馴染むように計画する。
- 周辺景観から際立たせたい公共施設等は、景観上の重要性を踏まえ、庁内関係課との協議や専門家等の意見聴取など十分に検討・調整を行った上で、市や地域のランドマークとして洗練され優れたデザインとなるよう計画する。

□事業間の調整を図る

- 事業地周辺で同種の公共事業が行われる場合、事業主体の違いによってデザインの不調和を招かないよう、景観形成の考え方等について必要に応じて事業者間で調整を行う。また、民間による開発事業についても調整を図ることが望ましい。
- 道路と建築物、公園等の公共事業が合わせて実施される場合は、連続性や一体性に配慮し、より魅力ある空間を創出できるよう、事業者間で連携して検討を行う。

□長期的視野を持った構想・計画とする

- 事業全体を通したライフサイクルコストや安全性、維持・管理面を考慮し、設計・施工段階や維持・管理段階にかかる関係部署と調整したうえで、長期的視野を持って構想・計画を策定するよう努める。
- 利用者ニーズや周辺の土地利用の変化に対応できるよう、可能な範囲でゆとりある空間を確保する。

□市民、専門家等との協働・連携を図る

- 専門家や地域住民等が把握している景観資源や地域特性を積極的に収集し、計画に反映するよう努める。
- 地域の景観形成における先導的役割を高めるために、プロポーザル方式や設計競技等の手法を用いて、良好な景観形成に寄与するコンサルタントや設計者の選定を推進する。その際には、質の高い的確な提案を誘導するために、求められる景観上の配慮や課題をあらかじめ整理して条件等に盛り込むよう努める。
- 市民等の参加によるワークショップの実施等により、市民や地域の想いを反映するよう努める。

1-2. 設計・施工段階

1-2-1. 道路

(1) 基本的な考え方

道路は、大勢の人々の往来や物の物流等に利用されるとともに、通風や日照の確保など、さまざまな機能を持っており、地域の社会経済活動を支える重要な公共施設となっています。

このため、道路の整備を行う際には、周囲の景観との調和に配慮しながら、ゆとりや快適性が感じられる工夫を行うことが必要です。

(2) 留意点・デザイン手法

【道路線形】

- 地形の改変を可能な限り抑え、地形を生かした線形とする。
- 周辺の自然景観や地域の景観資源に対する道路からの見え方に配慮する。
- 歴史的街並み、歴史的建造物等の景観資源の保全に配慮する。

【舗装】

- 安全で快適な走行性や歩行性を確保するとともに、素材、意匠及び色彩は、周辺景観と調和するよう配慮する。
- 維持管理を考慮し、将来入手が困難になることが想定される特殊な素材の採用を避ける。
- ヒートアイランドの緩和や土壌の保水性などに効果のある素材の採用に努める。

■台地の尾根に沿った道路線形となっています（泉区岡津町）

■歩道に落ち着きのある色調のパターンを組合せることで街並みのアクセントとしています（都筑区茅ケ崎南）

■自転車レーンに彩度を抑えた色を使用するとともに、塗装部分を必要最小限に抑えています（西区みなとみらい／国際橋）

【緑化】

- 地域特性に考慮した街路樹や植栽帯等を設置し、連続性や潤いを感じることのできる空間を演出する。
- 良好な景観を形成している既存樹木はできる限り保全し、必要に応じて移植するなどして活用するよう努める。
- 街路樹等の樹種は、周辺の自然の植生、周辺の樹木との調和、季節感、地域の特性、維持・管理等に配慮して選定する。
- 地区の骨格を成す道路や、突き当りに景観資源を持つ道路等では、並木等による見通し景観（ビスタ）を形成する。

■植栽帯に植えられた花が、まちなみに彩りと安らぎを添えています（中区太田町／馬車道）

■成長した街路樹によりビスタ景観を形成しているとともに、沿道の建築物との緩衝機能を担い、街並みを潤い豊かにしています（中区日本大通／日本大通り）

【法面・擁壁】

- 法面は、できる限り現況の地形になじませる緩やかな勾配となるよう配慮する。
- 法面・擁壁は、高さを低く抑え、形態を分節化するなどして、長大な壁面が生じないよう配慮する。
- 法面・擁壁は、安全上支障のない範囲で緑化し、周辺景観との調和に配慮する。

■擁壁に植栽ブロックを用いることで圧迫感や威圧感を軽減するとともに、背後の自然景観との調和を図っています（東京都町田市）

■擁壁に植栽ブロックを用いることで圧迫感や威圧感を軽減しています（保土ケ谷区岡沢町）

【トンネル】

- 周辺の地形や植生等の自然の改変をできる限り抑え、植生等の自然の復元が可能な形式・工法や坑口位置の選定に努める。
- 坑口部壁面は、周辺の自然景観と調和した素材、意匠となるよう配慮する。

■坑口部壁面のコンクリート面を少なくすることで、緑豊かな印象を与えています（金沢区能見台／能見台トンネル）

■歴史を感じることができる創建当時のデザインを保全しています（南区南太田／大原隧道）

【道路付属物・占用物】

- 防護柵等は、過度な装飾を避け、できる限りシンプルな形状とし、必要最小限の設置とする。
- 街路灯等は、安全で快適な走行性や歩行性を確保するとともに、地域特性を生かした素材、意匠及び色彩となるよう配慮する。
- 道路付属物・占用物は、近接する道路付属物・占用物や周辺施設の柵や照明等の形態・意匠とできる限り統一し、街並みの連続性に配慮する。
- 地区の骨格となっている道路や観光地内の主要道路等では、電柱や電線の地中化を推進する。

■シンプルな形態意匠が周囲の良好な景観を引き立て、調和しています（中区日本大通／日本大通り）

■街路樹の間に木製のベンチが設置され、人々の滞留するゆとりのある空間を創出しています（中区太田町／馬車道）

【高架橋・歩道橋】

- 高架橋・歩道橋は、基本的に周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。
- ランドマークとなる高架橋・歩道橋は、素材、構造形式、色彩を総合的に検討し、橋全体を様々な方向から見た場合の見え方に配慮したデザインとする。

■彩度を抑えた色彩を用いることで、周囲の景観を阻害することなく調和しています（中区桜木町／みなとみらい４号線架道橋）

■落ち着いた色彩とともにゆるやかに弧を描く形状で街並みのアクセントとなっています（中区山下町／ポーリン橋）

コラム①　：　横浜市公共サインガイドライン

公共サインは、不特定多数の方が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等の総称で、公的機関が設置主体となり公共空間に設置するものです。様々な情報・機能の付加や街のイメージカラーの採用等により、街を演出するための道具としても活用されています。しかし、十分なサイン計画がないまま設置されると、形状や表示方法に統一がなくなるとともに管理が行き届かなくなるなど、問題を生じてしまいます。

そこで、街の魅力を高め、市民や来訪者にとってわかりやすい公共サインとなるよう、平成７年度に**「横浜市公共サインガイドライン」**を策定し、市ホームページで公開しています。歩行者を対象とした案内・誘導サインで、駅前等の拠点、道路、公園、緑地に設置、管理されるものを適用範囲とし、文字や地図の表記方法等を定めています。

公共施設等の整備に伴い公共サインの計画を行う場合は、**「公共サイン整備にかかる事務手続要領」**に沿って、事前協議が必要になります。

1-2-2. 橋梁

(1) 基本的な考え方

橋梁は、道路の交通を支えるのみでなく、人々に憩いを与える場としても大切な公共施設です。また、その規模や周辺の景観特性等により、地域のランドマークになりうる公共施設となっています。

このため、橋梁の整備を行う際には、安全性や機能性を重視しつつ、地域の中での位置付けを踏まえた周辺景観とのバランスに配慮することが必要です。

(2) 留意点・デザイン手法

【橋梁本体】

- 安全性や機能性を重視し、過度な装飾を避けたシンプルなデザインとするとともに、維持管理に十分配慮する。
- 桁側面や橋脚は、桁下からの見え方に配慮し、すっきりとした軽やかなデザインとする。
- ランドマークとなる橋梁では、素材、構造形式、支間割、色彩を総合的に検討し、橋梁全体を様々な方向から見た場合の見え方に配慮したデザインとする。

【橋梁付属物】

- 高欄は、過度な装飾や彩度の高い色彩は避け、シンプルで落ち着いた色彩となるよう配慮する。
- 照明柱は高欄や連続する道路に設けられているものの色彩と調和させ、橋梁全体や道路との連続性に配慮する。また耐用年数を考慮し、維持管理しやすい構造とするよう努める。
- ランドマークとなる橋梁では、上部構造や桁側面など、橋の構造を美しく見せるライトアップ等によりランドマーク性を演出する。

【その他添架物等】

- 橋梁添架を行う場合は、桁間に設置できる構造形式を採用し、添架管の色彩を橋梁と合わせるよう調整するなど、目立たないよう配慮する。

■装飾されていない桁側面が、高欄の意匠を引き立てています（中区黄金町／末吉橋）

■桁側面のシンプルな意匠が橋梁全体の姿を引き締めています（西区高島／はまみらいウォーク）

■ガラスと最小限の横桟でシンプルにデザインされた高欄が高質な街並みを演出しています（西区高島／はまみらいウォーク）

1-2-3. 河川・水路

(1) 基本的な考え方

河川・水路は、古くから地域住民と深い関わりを持ち、治水や利水の面から生活、産業、文化に大きな影響を及ぼしてきた公共施設です。また、多様な生物の生息環境としての役割を担っているとともに、市民が自然とふれあうことのできる貴重な公共空間となっています。

このため、河川・水路の整備を行う際には、自然環境や地域の生活、歴史・文化と調和した景観形成を推進していく必要があります。

(2) 留意点・デザイン手法

【護岸】

- 護岸の構造、形態、意匠及び素材は、できる限り周辺景観との調和や生物の生息環境に配慮して計画する。
- 自然とのふれあいを感じることのできるよう、親水空間の創出に努める。
- 自然素材やコンクリート護岸の場合は、大きな目地、骨材の工夫等により、自然景観と調和するよう配慮する。
- 伝統的河川工法の採用や併用等について検討する。

■石敷護岸が自然とふれあうことのできる空間を創出しています（戸塚区舞岡町／舞岡川）

■緑溢れる護岸が周辺の自然景観と調和しています（栄区尾月／いたち川）

【堤防】

- 自然素材等の活用により、生態系の保全や親水性の向上に努める。
- 単調になりがちな景観に対して、坂道、階段、植栽等により変化を与えるよう工夫する。
- 植栽や緑化にあたっては、周辺の植生に配慮した樹種等の採用に努める。

■自然景観と調和した、快適な水辺の散策路を設けています（栄区尾月／いたち川）

【高水敷】

- 公園、広場、遊歩道等の整備により親水空間の創出に努める。
- 花壇や植栽等により、できる限り緑化し、緑と水の潤いのある景観の創出に努める。

■親水空間を整備し、水辺を身近に感じることのできる空間が創出されています（保土ケ谷区川辺町／帷子川（川辺公園））

■堤防から水辺に降りる階段を整備し、水に触れあうことのできる空間が創出されています（栄区桂町／いたち川）

【河川構造物】

- 水門・樋門の形態・意匠・色彩は、地域の歴史、文化、周辺景観との調和に配慮する。
- 柵は、歩行者の水辺への眺めを妨げないよう、できる限りシンプルな形状とし、安全上支障のない範囲で必要最小限の設置とする。
- 河川標識・案内板は、統一化を図り、控えめでシンプルなデザインとし、景観上影響が少なく、わかりやすい位置に設置する。

■柵に自然素材を用いることで、周辺の自然に馴染んでいます（栄区尾月／いたち川）

■統一した案内版を設置することで、わかりやすく一体感のある景観を創出しています（港北区北新横浜／鶴見川）

1-2-4. 港湾・漁港

(1) 基本的な考え方

港は、古くから海上交通や流通の拠点となっており、開港以来の歴史・文化を伝える公共施設となっています。港のたたずまいは、先進性や情緒を感じることのできる景観を形成し、訪問者の心を和ませるものとなっています。

このため、それぞれの港の持つ歴史・文化や個性を尊重し、安全性や水際へのアクセス性を考慮するとともに、周辺の街並みと一体的な景観を形成し、海側からの眺めや、街からの海の眺めに配慮した潤いを感じることのできる水辺空間の整備を進めていく必要があります。

(2) 留意点・デザイン手法

【防波堤・護岸等】

- 防波堤、護岸等の構造物は、周辺景観に圧迫感や違和感を与えないよう、形態をコンパクトにするなど、水辺との一体性に配慮する。
- 防波堤、護岸の構造、形態、意匠及び素材は、できる限り周辺景観との調和に配慮する。

■石積護岸等の歴史的資産が保全されており、広場と一体となった景観を形成しています（中区海岸通り／象の鼻パーク）

■ウッドデッキのボードウォークが整備され、水辺を感じることのできる空間を創出しています（中区桜木町／大岡川河口付近）

【建築物等】

- 建築物は、地域特性、歴史、文化を踏まえたデザインとする。
- 港内のランドマークとなる建築物は、海上や周辺からの眺めを考慮し、海との調和に配慮した先進性の高いデザインとなるよう工夫する。

■建築物の外壁を彩度を抑えた色彩とすることで、海の青色と調和しています（金沢区幸浦／金沢工場（ごみ焼却工場））

■先進的なデザインの採用により、港のランドマークとなっています（中区海岸通り／大さん橋国際客船ターミナル）

【緑化】

- 潤いのある親しみやすい空間とするため、港の景観を生かした臨海部の緑化を図る。
- 緑化を行う際は、海への眺望に配慮した樹種の選定や配植を行うよう努める。
- 訪問者が集い、賑わいの創出につながる公園・広場を設ける。

■人々が集い憩える水際の広場は、イベント利用も考慮して整備されています（中区海岸通り／象の鼻パーク）

■高木等の植栽や広場の整備により、緑豊かな水辺を感じることのできる空間を創出しています（中区新港／カップヌードルミュージアムパーク（新港パーク））

1-2-5. 公園・緑地

(1) 基本的な考え方

公園・緑地は、市民の憩いやレクリエーションの場、災害時の避難場所や多様な生物の生息環境の場等といった、多岐にわたる役割を担っている公共施設です。また、季節の変化を感じさせてくれる貴重な空間であるとともに、都市全体の景観向上にも深く寄与しています。

このため、公園・緑地の整備を行う際には、各々の施設の持つ役割を踏まえ、自然との調和を図るなど、市民が愛着を感じることのできる魅力的な景観を形成していくことが必要です。

(2) 留意点・デザイン手法

【植栽・緑化】

- 植栽は、時の経過、周辺の既存植生、四季の移ろいなどを考慮し、園内や園外からの眺めに配慮した樹種の選定、配植に努める。
- 地域のシンボルとなっている樹木等がある場合は、これらを保全・活用した植栽計画とする。
- 子どもが集い遊ぶ場、多様な生物の生息を支える環境、また災害避難場所としての機能を担う場等、それぞれの目的に応じた緑豊かな環境を創出し、まちの資産となるよう工夫する。

■生長した木々が公園内から街なかへの視線を遮蔽し、落ち着いた空間を作っています（中区日本大通／横浜公園）

■園路に沿って花や緑を植栽することで、四季を感じさせる美しい景観を形成しています（中区和田山／本牧山頂公園）

【園路】

- 園路は、土や石材、木材等の自然素材や落ち着きのある色彩を用いるなどして、周辺景観や園内の緑との調和に配慮する。
- 適切なサインの設置や、段差のないアプローチなど、誰もが歩きやすいよう配慮したユニバーサルデザインを導入する。

■彩度を抑えた土色の散策路が、周囲に広がる芝主や木々の自然的景観と調和しています（港北区大倉山／太尾南公園）

【建築物】

- 周囲の樹木の高さを超えない規模とするなど、園内の樹木によるスカイラインに配慮する。
- 自然素材の活用や、シンプルで落ち着いた形態・意匠とし、園内の自然との調和を図る。

■トイレの外壁を茶系の色彩にすることで、公園の緑と調和しています（港北区菊名／菊名桜山公園）

■建築物は周囲の木々を越えない高さに抑え、公園の景観に馴染ませています（東京都町田市／忠生公園）

【工作物】

- 柵、照明柱等は、過度な装飾は避け、シンプルな形態・意匠とし、園内の緑や周辺景観との調和に配慮する。
- ベンチなどの休憩スペースは、周辺の自然や海辺を眺めることのできる視点場として、落ち着きのある空間となるようデザインする。
- 遊具は、安全性や維持・管理面を考慮した上で、周辺景観と調和するよう配慮して計画する。

■茶系の落ち着いたデザインの照明やベンチが周辺の緑と調和しています（港北区大倉山／太尾南公園）

■落ち着いたデザインのパーゴラを設置し、人々が憩える休憩スペースを創出しています（都筑区茅ケ崎南／茅ヶ崎公園）

【駐車場】

- 駐車場を設ける場合は、園内の自然的景観を阻害しないよう、設置位置の工夫や植栽等の緩衝帯の設置等により、周囲からの駐車車両の見え方に配慮する。
- 駐車場の舗装面に芝生や地被植物を用いるなど、場内の緑化を推進し、公園と一体となった景観づくりに配慮する。

■駐車場の外周に高木や中低木を植栽することにより道路から自動車を見えにくくしています（保土ケ谷区明神台／保土ケ谷公園）

■駐車場の舗装面を芝生で覆うことで、公園との一体感のある景観を形成しています（岐阜県各務原市／学びの森）

1-2-6. 公共建築物

(1) 基本的な考え方

公共建築物は、庁舎をはじめ、学校施設、市民利用施設、公営住宅、都市基盤系施設等といった様々な施設が対象となり、市民生活と密接な関わりを持つとともに、その多くは多数の市民等が利用する施設です。また、その規模や周辺の景観特性等により、地域のランドマークになりうる公共施設となっています。

このため、公共建築物の整備を行う際には、その用途に応じて開放的で親しみやすい施設とするとともに、周辺景観や歴史・文化等に配慮した質の高い建築物を目指すことが必要です。合わせて、市民や施設関係者の意見や将来の維持管理にも十分配慮して、材料や意匠、工法等の選定や設備計画を行うことが必要です。

(2) 留意点・デザイン手法

【配置・規模】

- 敷地改変を最小限に抑えるなどして、自然地形を活用し、地形の起伏等を生かした計画とする。
- 道路や隣地境界から建築物を後退させ、外構計画と合わせてオープンスペースを設けるなどして、ゆとりある空間を創出する。特に公園や広場等と隣接する場合は、それらと一体的に計画し魅力的な空間をつくるよう努める。
- 周囲の街並みとの連続性やスカイラインとの調和に配慮した規模とする。
- 市や地域のランドマークとなる建築物では、高さの組合せなどにより周囲に威圧感を与えないよう配慮する。

■敷地境界から後退し、樹木を植えることで、ゆとりと潤いのある空間を創出しています（港北区日吉／慶応義塾大学）

■高層部を後退させることで、通りからの圧迫感を軽減し歴史的建造物を引き立てています（中区日本大通／横浜市情報文化センター）

【形態・意匠・色彩】

- 周辺の地域特性や歴史、文化等と調和した形態・意匠・色彩となるよう配慮する。
- 全体的に落ち着いた形態・意匠・色彩にするとともに、必要に応じて建築物の一部にアクセントを用いることなどにより、地域のシンボル的な景観となるよう努める。

■歴史的建造物を保全、中央に立つ塔がアクセントとなっています（中区日本大通／神奈川県本庁舎）

- 屋上設備、避難施設等は、道路等の公共空間から見えにくい位置に設置する、又は建築物と一体的な形態・意匠・色彩の採用やルーバー等の設置により、見えにくくなるよう配慮する。
- 建築物に設置する屋外広告物は、建築物のデザインと統合した質の高いデザインとなるよう配慮する。
- 市や地域のランドマークとなる公共建築物で、地域に新しい景観を創出するようなシンボル性が高いデザインを用いる場合は、十分な広報等により市民の理解を得るよう努める。

【素材】

- 耐久性や耐候性を十分考慮し、周辺景観、歴史、文化を踏まえた素材の活用に努める。
- 維持管理を考慮し、将来入手が困難になることが想定される特殊な素材の採用を避ける。

■茶系のタイルと開口部が様々な組合せをつくり、単調な壁面とならないよう工夫されています（中区港町／横浜市庁舎）

■外壁が時間経過とともに風合いを増し、建築物全体に風格が感じられます（西区紅葉ケ丘／県立青少年センター）

■外壁の低層部に石材を用いることで落ち着きを感じる外観となっています（青葉区あざみ野南／アートフォーラムあざみ野）

コラム②：公共建築物等における自然素材の活用

平成 22 年 10 月、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するために「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されました。本法律では、地方公共団体においても国の施策に準じ、公共建築物の木材利用の促進に努めることとされています。

さらに、県土の約４割を森林が占めている神奈川県においても、平成 17 年に「公共施設の木造・木質化等に関する指針」を策定しており、県内における公共施設（建築物及び工作物）の整備において、可能な限り木材を利用した方法を採用し、県産木材の利用を促進することが求められています。

景観形成上の観点からも、建築物等の素材に木材を使用することで、暖かみや落ち着いた印象を与えることができます。特に自然的景観との調和が重視される場合や、親しみやすさが求められる建築物の場合は、効果が期待できます。

【外構】

- 外構デザインは、敷地内だけでなく、隣接する敷地や周辺道路等の公共空間との一体性や連続性に配慮する。
- 敷地内に地域のシンボルとなっている樹木等がある場合は、できる限り保全・活用する。
- 植栽は、周辺の既存植生と調和した樹種を選択し、周辺景観との調和に配慮する。
- 花や紅葉等といった四季を感じることのできる樹種を選択し、季節感の演出に努める。
- 柵・フェンス等を設ける場合は、道路に対し閉鎖的にならないよう配慮するとともに、意匠や色彩は建築物本体や周辺景観と調和するよう計画する。
- 市や地域のランドマークとなる公共建築物では、夜間照明等により、昼間と違った見え方を演出してシンボル性を高めることも考えられる。

■柵の緑化や植栽により、潤いを感じさせ、開放的なエントランス空間を創出しています（青葉区あざみ野南／アートフォーラムあざみ野）

■ランドマークとなっている施設をライトアップし、シンボル性を高めています（中区新港／赤レンガ倉庫）

【駐車場】

- 駐車場は、街並みに配慮した場所に配置するとともに、周囲を植栽等で囲うなどして、周辺の公共空間からの見え方に配慮する。

■駐車場外周に高木や中低木を植栽することにより道路から自動車を見えにくくしています（中区港町／横浜市庁舎）

■駐車場の屋上や壁面を緑化し、潤いのある景観を創出しています（西区老松町／野毛山有料駐車場）

1-3. 維持・管理段階

□施設整備の意図を継承する

- 維持・管理の際には、可能な限り、構想・計画段階、設計・施工段階における景観形成上の意図の把握に努める。それらを把握できる書面等がない場合は、施設の現状や周辺景観、歴史、文化等を考慮し、景観形成上の考え方を整理した上で、書面にまとめるよう努める。
- 維持・管理の際には、公共施設等の景観形成の意図を踏まえ、景観形成の一環性、継続性を確保する。特に指定管理者等、整備段階の主体と異なるものが維持管理を行う場合は、景観形成上の意図を理解したうえで行うよう留意する。

□既存の素材や施設を活用する

- 増築や改修等を行う場合には、当初の景観形成上の意図に沿って計画し、機能性や耐久性が十分な場合は、使用されている材料や施設を極力再利用するよう努める。
- 新しい材料等を使用する場合は、新旧の違和感が生じないよう配慮する。

□新たなデザイン等を取り入れる場合は、当初整備時の意図に十分配慮する

- 経年による劣化や維持管理上の課題、利用形態の変化等によって、増築や新しいデザイン要素を導入する場合には、当初の景観形成上の意図を把握したうえで、構想・計画段階や設計・施工段階の留意点・デザイン手法により、改めて景観面の検討を行う。
- 公共施設等に屋外広告物を掲出する際は、特に慎重に景観面の検討を行い、周辺景観と調和した質の高いものとする。

□市民との協働による運営・活用を推進する

- 日常的な見回りを実施し、施設における破損等の異常の早期発見に努める。
- 日常的な点検や維持管理において市民、利用者と協働で行える項目を整理し、それらの実施に努める。
- 市民、利用者意見等から景観上の問題点や課題を把握し、改修等の機会に活かすよう努める。
- 公共施設等の維持管理を行う市民団体の運営や活動の支援を積極的に行う。
- 公共施設等を利活用した、祭りやイベントなどを市民や利用者と協働で推進する。

コラム③ ： 公共施設等に屋外広告物を掲出する際の景観配慮

屋外広告物は、公共の空間において誰もが見ることができるため、市民の共通の財産である良好な景観を損ねる可能性があります。特に、公共施設等に掲出する場合は、本市が良好な景観形成を図る責務を負う立場であることを考慮し、広告物の内容･種類を問わず、周辺の景観と調和し、地域の景観形成に貢献するなど、民間の模範となるような質の高い内容とする必要があります。

公共施設等への屋外広告物の掲出を検討する場合は、

「**行政財産等への屋外広告掲出ガイドライン**」（平成 22 年 3 月策定）を遵守するとともに、

「**行政財産等における屋外広告物掲出について**」（平成 25 年 4 月 17 日通知）に定める手続が必要になります。

1-4. その他の公共施設等の景観配慮事例

(1) 面的整備事業

□再開発事業／トツカーナ（戸塚区戸塚町）

■全体的に白と茶色の落ち着いた色彩を用い、周辺の落ち着いた街並みと調和しています

■落ち着いた色彩の中で、数種類のファサードのパターンにより賑わいを演出しています

□埋立事業／金沢シーサイドタウン（金沢区並木）

■緑豊かな歩行者空間を整備し、沿道の街並みと一体となった落ち着きのある住宅地の景観を創出しています

■街の中にオープンスペースを配置し、人々が集い、憩えるゆとりある空間を創出しています

(2) 交通施設

□駅舎

■大学施設との色彩調和に配慮し、機能やデザインに連続性・一体性を持たせています（港北区／市営地下鉄グリーンライン日吉駅）

■レンガ調の外壁が、地域の歴史を踏まえた趣きを感じさせています（中区港町／ＪＲ関内駅）

□バス停

■広告面と必要な機能を盛り込み、都心部の街並みに調和するシンプルなデザインを実現しています（中区他／広告付きバス停上屋）

□地下鉄

■ガラスとガラスブロックによりデザインされ、周辺の落ち着いた街並みとの一体感を創出しています（西区みなとみらい／みなとみらい線みなとみらい駅）

□地下鉄

■シンプルなデザインのなかに、周辺の歴史的な街並みと調和したレンガを用いています（中区北仲通／みなとみらい線馬車道駅）

■周辺地区の街づくり協定のデザインテーマである「南欧スタイル」を取り入れ、回廊やスパニッシュ瓦を用いています（港北区／市営地下鉄グリーンライン北山田駅）

2．景観形成配慮事項チェックシート

2-1. チェックシートの活用方法

チェックシートは、「基本事項」と「構想・計画段階」、「設計・施工段階」、「維持・管理段階」の各段階に分かれています。

「基本事項」には、公共施設等の位置や周辺の景観特性等の基本的な事項をとりまとめます。

段階別のチェックシートでは、景観形成の目標や方針等を整理した上で、景観形成の留意点・デザイン手法について検討した結果をチェックし、具体的に配慮した内容について整理します。また、検討を進める上で、デザイン推進会議に諮ったり、都市美対策審議会等に意見聴取を行った場合は、そこでの意見についても整理します。

「設計・施工段階」、「維持・管理段階」の担当者は、それまでの検討事項を把握し、景観形成の考え方を適切に引き継いでいくこととします。

□景観形成配慮事項チェックシートの活用イメージ

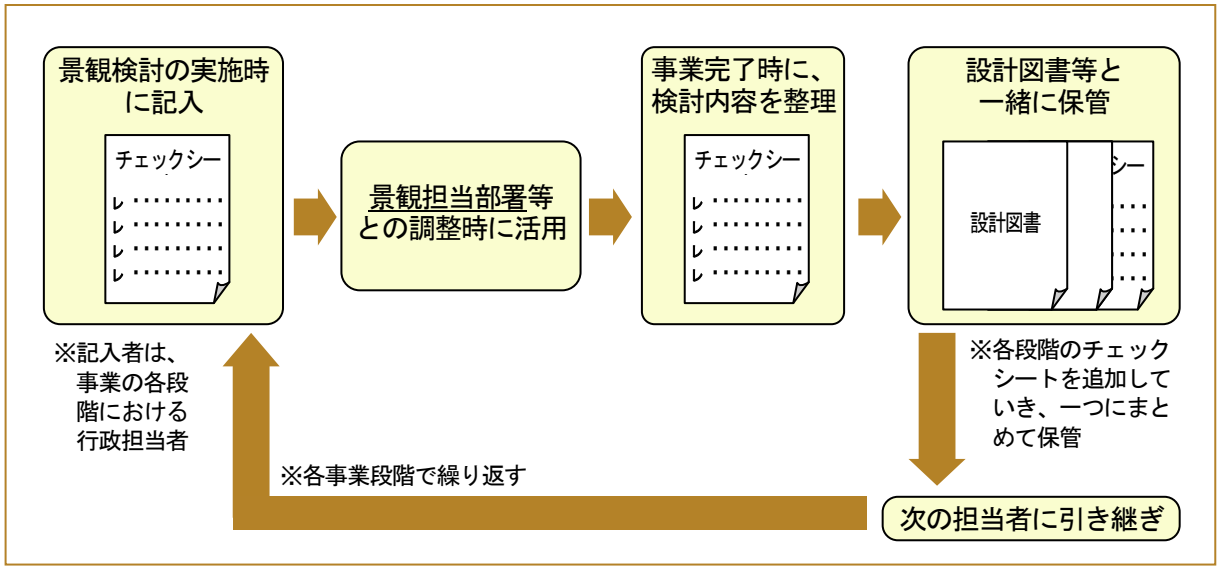

2-2. 景観形成配慮事項チェックシート

基本事項	記入年月日　：　　年　月　日 チェック担当者　：
施設名	
事業担当課名	局　　課
施設の位置	区　　町　　丁目
地区指定等	□ 都市景観協議地区【相談】　□ 景観推進地区【相談】　□ その他 □ 景観重要公共施設の指定　【重要】 □ 景観重要建造物の指定　【重要】
	□ 地区計画　（　　） □ 街づくり協議地区　（　　） □ 建築協定、地域まちづくりルール等　（　　） □ 上記のうち特に事業に関連する景観面の定めがある【相談】
上位計画等	□ 当該施設等が、地区の景観上重要な施設又は地域の核となる施設等の位置づけがされている【相談】 □ 都市マスタープラン（　　区プラン）　□ 景観ビジョン □ その他（　　）
事業規模	□ 総工事費６億円以上の土木、建築工事【相談】
景観ビジョン上の分類	【周辺の景観特性】 □ 駅前・駅周辺（　　駅）　□ 高密度な既成市街地 □ 商工業・住居などが混在した市街地　□ 丘の上の住宅地 □ 郊外部の一般住宅地　□ 計画開発による住宅地 □ 臨海工業・物流地区　□ まとまった樹林地・農地、大規模な公園等 □ 河川（　　）　□ 幹線道路（　　） □ その他（　　） 【横浜の顔や個性となっている地区の立地状況】 ■横浜の顔となる地区 □ 関内周辺地区　□ 山手地区 □ みなとみらい 21 地区　□ 横浜駅周辺地区 □ 新横浜駅周辺地区　□ その他（　　） ■市民に親しまれている個性的な景観を持つ地区 □ 寺家ふるさと村周辺地区　□ 舞岡ふるさと村周辺地区 □ 金沢八景･金沢文庫周辺地区　□ その他（　　）

周辺の景観特性他	□その他景観配慮が特に求められる場合【相談】 □景観上重要な立地 □歴史的建造物等の重要な景観資源に近接する（　　） □主要駅前で街の顔を作る立地　（　　） □里山等特徴的な景観を持つ地区（　　） □その他（　　） □シンボリックなデザインを採用する、地区の景観を新しく創出する試みを行う場合 □公共建築物で周辺のスケールから著しく逸脱する、従前の街並みを大きく変えるもの □多数の市民が利用する公共建築物（庁舎、地区センター、公会堂、図書館等） □その他（　　）
その他	**【その他特記事項】** **※特記すべき周辺の状況（市民の関わり方など）や周辺景観の写真等**

構想・計画段階	記入年月日　　：　　年　月　日 チェック担当者：
景観形成の目標・方針	

留意点・デザイン手法		配慮・検討した内容
公共施設の機能や役割を明確にする		
□	施設の機能や役割、立地条件や周辺特性を把握し、効果的な施設となるよう計画する。	
□	上位関連計画等を踏まえ、公共施設等の位置付けを明確にする。	
□	構想・計画の景観形成上の意図や考え方を関係者と調整したうえで共有、明文化し、各段階へ確実に継承する。	
周辺の自然、歴史等を把握し、調和・活用を図る		
□	周辺の自然環境との調和に配慮し、既存の地形を最大限生かした計画となるよう努める。	
□	周辺の街並みや歴史的建造物等の景観資源、祭り・イベント等の地域の歴史的背景を考慮し計画する。	
□	環境に対して、極力負荷がかからないよう配慮する。	
基本は周辺景観に調和させる		
□	公共施設等は、原則として周辺景観との調和に配慮し、地域に馴染むように計画する。	
□	周辺景観から際立たせたい公共施設等は、景観上の重要性を踏まえ、庁内関係課との協議や専門家等の意見聴取など十分に検討・調整を行った上で、市や地域のランドマークとして洗練され優れたデザインとなるよう計画する。	
事業間の調整を図る		
□	事業地周辺で同種の公共事業が行われる場合、事業主体の違いによってデザインの不調和を招かないよう、景観形成の考え方等について必要に応じて事業者間で調整を行う。また、民間による開発事業についても調整を図ることが望ましい。	
□	道路と建築物、公園等の公共事業が合わせて実施される場合は、連続性や一体性に配慮し、より魅力ある空間を創出できるよう、事業者間で連携して検討を行う。	
長期的視野を持った構想・計画とする		
□	事業全体を通したライフサイクルコストや安全性、維持・管理面を考慮し、設計・施工段階や維持・管理段階にかかる関係部署と調整したうえで、長期的視野を持って構想・計画を策定するよう努める。	
□	利用者ニーズや周辺の土地利用の変化に対応できるよう、可能な範囲でゆとりある空間を確保する。	

留意点・デザイン手法		配慮・検討した内容
市民、専門家等との協働・連携を図る		
□	専門家や地域住民等が把握している景観資源や地域特性を積極的に収集し、計画に反映するよう努める。	
□	地域の景観形成における先導的役割を高めるために、プロポーザル方式や設計競技等の手法を用いて、良好な景観形成に寄与するコンサルタントや設計者の選定を推進する。その際には、質の高い的確な提案を誘導するために、求められる景観上の配慮や課題をあらかじめ整理して条件等に盛り込むよう努める。	
□	市民等の参加によるワークショップの実施等により、市民や地域の想いを反映するよう努める。	

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】

設計・施工段階／道路

記入年月日　　：　　年　月　日
チェック担当者：

景観形成の目標・方針	

留意点・デザイン手法		配慮・検討した内容
道路線形		
□	地形の改変を可能な限り抑え、地形を生かした線形とする。	
□	周辺の自然景観や地域の景観資源に対する道路からの見え方に配慮する。	
□	歴史的街並み、歴史的建造物等の景観資源の保全に配慮する。	
舗装		
□	安全で快適な走行性や歩行性を確保するとともに、素材、意匠及び色彩は、周辺景観と調和するよう配慮する。	
□	維持管理を考慮し、将来入手が困難になることが想定される特殊な素材の採用を避ける。	
□	ヒートアイランドの緩和や土壌の保水性などに効果のある素材の採用に努める。	
緑化		
□	地域特性に考慮した街路樹や植栽帯等を設置し、連続性や潤いを感じることのできる空間を演出する。	
□	良好な景観を形成している既存樹木はできる限り保全し、必要に応じて移植するなどして活用するよう努める。	
□	街路樹等の樹種は、周辺の自然の植生、周辺の樹木との調和、季節感、地域の特性、維持・管理等に配慮して選定する。	
□	地区の骨格を成す道路や、突き当りに景観資源を持つ道路等では、並木等による見通し景観（ビスタ）を形成する。	
法面・擁壁		
□	法面は、できる限り現況の地形になじませる緩やかな勾配となるよう配慮する。	
□	法面・擁壁は、高さを低く抑え、形態を分節化するなどして、長大な壁面が生じないよう配慮する。	
□	法面・擁壁は、安全上支障のない範囲で緑化し、周辺景観との調和に配慮する。	
トンネル		
□	周辺の地形や植生等の自然の改変をできる限り抑え、植生等の自然の復元が可能な形式・工法や坑口位置の選定に努める。	
□	坑口部壁面は、周辺の自然景観と調和した素材、意匠となるよう配慮する。	

留意点・デザイン手法			配慮・検討した内容
道路付属物・占用物			
	□	防護柵等は、過度な装飾を避け、できる限りシンプルな形状とし、必要最小限の設置とする。	
	□	街路灯等は、安全で快適な走行性や歩行性を確保するとともに、地域特性を生かした素材、意匠及び色彩となるよう配慮する。	
	□	道路付属物・占用物は、近接する道路付属物・占用物や周辺施設の柵や照明等の形態・意匠とできる限り統一し、街並みの連続性に配慮する。	
	□	地区の骨格となっている道路や観光地内の主要道路等では、電柱や電線の地中化を推進する。	
高架橋・歩道橋			
	□	高架橋・歩道橋は、基本的に周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。	
	□	ランドマークとなる高架橋・歩道橋は、素材、構造形式、色彩を総合的に検討し、橋全体を様々な方向から見た場合の見え方に配慮したデザインとする。	

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】

設計・施工段階／橋梁

記入年月日　　：　　年　月　日
チェック担当者：

景観形成の目標・方針	

留意点・デザイン手法			配慮・検討した内容
橋梁本体			
	□	安全性や機能性を重視し、過度な装飾を避けたシンプルなデザインとするとともに、維持管理に十分配慮する。	
	□	桁側面や橋脚は、桁下からの見え方に配慮し、すっきりとした軽やかなデザインとする。	
	□	ランドマークとなる橋梁では、素材、構造形式、支間割、色彩を総合的に検討し、橋梁全体を様々な方向から見た場合の見え方に配慮したデザインとする。	
橋梁付属物			
	□	高欄は、過度な装飾や彩度の高い色彩は避け、シンプルで落ち着いた色彩となるよう配慮する。	
	□	照明柱は高欄や連続する道路に設けられているものの色彩と調和させ、橋梁全体や道路との連続性に配慮する。また耐用年数を考慮し、維持管理しやすい構造とするよう努める。	
	□	ランドマークとなる橋梁では、上部構造や桁側面など、橋の構造を美しく見せるライトアップ等によりランドマーク性を演出する。	
その他添架物等			
	□	橋梁添架を行う場合は、桁間に設置できる構造形式を採用し、添架管の色彩を橋梁と合わせるよう調整するなど、目立たないよう配慮する。	

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】

設計・施工段階／河川・水路

記入年月日　　：　　年　月　日
チェック担当者：

景観形成の目標・方針	

留意点・デザイン手法			配慮・検討した内容
護岸			
	□	護岸の構造、形態、意匠及び素材は、できる限り周辺景観との調和や生物の生息環境に配慮して計画する。	
	□	自然とのふれあいを感じることのできるよう、親水空間の創出に努める。	
	□	自然素材やコンクリート護岸の場合は、大きな目地、骨材の工夫等により、自然景観と調和するよう配慮する。	
	□	伝統的河川工法の採用や併用等について検討する。	
堤防			
	□	自然素材等の活用により、生態系の保全や親水性の向上に努める。	
	□	単調になりがちな景観に対して、坂道、階段、植栽等により変化を与えるよう工夫する。	
	□	植栽や緑化にあたっては、周辺の植生に配慮した樹種等の採用に努める。	
高水敷			
	□	公園、広場、遊歩道等の整備により親水空間の創出に努める。	
	□	花壇や植栽等により、できる限り緑化し、緑と水の潤いのある景観の創出に努める。	
河川構造物			
	□	水門・樋門の形態・意匠・色彩は、地域の歴史、文化、周辺景観との調和に配慮する。	
	□	柵は、歩行者の水辺への眺めを妨げないよう、できる限りシンプルな形状とし、安全上支障のない範囲で必要最小限の設置とする。	
	□	河川標識・案内板は、統一化を図り、控えめでシンプルなデザインとし、景観上影響が少なく、わかりやすい位置に設置する。	

【その他配慮事項】
【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】
【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】

設計・施工段階／港湾・漁港

記入年月日　　：　　年　月　日
チェック担当者：

景観形成の目標・方針	

留意点・デザイン手法			配慮・検討した内容
防波堤・護岸等			
	□	防波堤、護岸等の構造物は、周辺景観に圧迫感や違和感を与えないよう、形態をコンパクトにするなど、水辺との一体性に配慮する。	
	□	防波堤、護岸の構造、形態、意匠及び素材は、できる限り周辺景観との調和に配慮する。	
建築物等			
	□	建築物は、地域特性、歴史、文化を踏まえたデザインとする。	
	□	港内のランドマークとなる建築物は、海上や周辺からの眺めを考慮し、海との調和に配慮した先進性の高いデザインとなるよう工夫する。	
緑化			
	□	潤いのある親しみやすい空間とするため、港の景観を生かした臨海部の緑化を図る。	
	□	緑化を行う際は、海への眺望に配慮した樹種の選定や配植を行うよう努める。	
	□	訪問者が集い、賑わいの創出につながる公園・広場を設ける。	

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】

設計・施工段階／公園・緑地

記入年月日　：　　年　月　日
チェック担当者：

景観形成の目標・方針	

留意点・デザイン手法		配慮・検討した内容
植栽・緑化		
□	植栽は、時の経過、周辺の既存植生、四季の移ろいなどを考慮し、園内や園外からの眺めに配慮した樹種の選定、配植に努める。	
□	地域のシンボルとなっている樹木等がある場合は、これらを保全・活用した植栽計画とする。	
□	子どもが集い遊ぶ場、多様な生物の生息を支える環境、また災害避難場所としての機能を担う場等、それぞれの目的に応じた緑豊かな環境を創出し、まちの資産となるよう工夫する。	
園路		
□	園路は、土や石材、木材等の自然素材や落ち着きのある色彩を用いるなどして、周辺景観や園内の緑との調和に配慮する。	
□	適切なサインの設置や、段差のないアプローチなど、誰もが歩きやすいよう配慮したユニバーサルデザインを導入する。	
建築物		
□	周囲の樹木の高さを超えない規模とするなど、園内の樹木によるスカイラインに配慮する。	
□	自然素材の活用や、シンプルで落ち着いた形態・意匠とし、園内の自然との調和を図る。	
工作物		
□	柵、照明柱等は、過度な装飾は避け、シンプルな形態・意匠とし、園内の緑や周辺景観との調和に配慮する。	
□	ベンチなどの休憩スペースは、周辺の自然や海辺を眺めることのできる視点場として、落ち着きのある空間となるようデザインとする。	
□	遊具は、安全性や維持・管理面を考慮した上で、周辺景観と調和するよう配慮して計画する。	
駐車場		
□	駐車場を設ける場合は、園内の自然的景観を阻害しないよう、設置位置の工夫や植栽等の緩衝帯の設置等により、周囲からの駐車車両の見え方に配慮する。	
□	駐車場の舗装面に芝生や地被植物を用いるなど、場内の緑化を推進し、公園と一体となった景観づくりに配慮する。	

【その他配慮事項】
【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】
【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】

設計・施工段階／公共建築物

記入年月日　　：　　年　月　日
チェック担当者：

景観形成の目標・方針	

留意点・デザイン手法			配慮・検討した内容
配置・規模			
	□	敷地改変を最小限に抑えるなどして、自然地形を活用し、地形の起伏を生かした計画とする。	
	□	道路や隣地境界から建築物を後退させ、外構計画と合わせてオープンスペースを設けるなどして、ゆとりある空間を創出する。特に公園や広場等と隣接する場合は、それらと一体的に計画し魅力的な空間をつくるよう努める。	
	□	周囲の街並みとの連続性やスカイラインとの調和に配慮した規模とする。	
	□	市や地域のランドマークとなる建築物では、高さの組合せなどにより周囲に威圧感を与えないよう配慮する。	
形態・意匠・色彩			
	□	周辺の地域特性や歴史、文化等と調和した形態・意匠・色彩となるよう配慮する。	
	□	全体的に落ち着いた形態・意匠・色彩にするとともに、必要に応じて建築物の一部にアクセントを用いることなどにより、地域のシンボル的な景観となるよう努める。	
	□	屋上設備、避難施設等は、道路等の公共空間から見えにくい位置に設置する、又は建築物と一体的な形態・意匠・色彩の採用やルーバー等の設置により、見えにくくなるよう配慮する。	
	□	建築物に設置する屋外広告物は、建築物のデザインと統合した質の高いデザインとなるよう配慮する。	
	□	市や地域のランドマークとなる公共建築物で、地域に新しい景観を創出するようなシンボル性が高いデザインを用いる場合は、十分な広報等により市民の理解を得るよう努める。	
素材			
	□	耐久性や耐候性を十分考慮し、周辺景観、歴史、文化を踏まえた素材の活用に努める。	
	□	維持管理を考慮し、将来入手が困難になることが想定される特殊な素材の採用を避ける。	
外構			
	□	外構デザインは、敷地内だけでなく、隣接する敷地や周辺道路等の公共空間との一体性や連続性に配慮する。	
	□	敷地内に地域のシンボルとなっている樹木等がある場合は、できる限り保全・活用する。	
	□	植栽は、周辺の既存植生と調和した樹種を選択し、周辺景観との調和に配慮する。	

	□	花や紅葉等といった四季を感じることのできる樹種を選択し、季節感の演出に努める。	
	□	柵・フェンス等を設ける場合は、道路に対し閉鎖的にならないよう配慮するとともに、意匠や色彩は建築物本体や周辺景観と調和するよう計画する。	
	□	市や地域のランドマークとなる公共建築物では、夜間照明等により、昼間と違った見え方を演出してシンボル性を高めることも考えられる。	
駐車場			
	□	駐車場は、街並みに配慮した場所に配置するとともに、周囲を植栽等で囲うなどして、周辺の公共空間からの見え方に配慮する。	

【その他配慮事項】
【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】
【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】

維持・管理段階	記入年月日　　：　　年　月　日 チェック担当者　： 景観形成の目標・方針	

留意点・デザイン手法			配慮・検討した内容
施設整備の意図を継承する			
	□	維持・管理の際には、可能な限り、構想・計画段階、設計・施工段階における景観形成上の意図の把握に努める。それらを把握できる書面等がない場合は、施設の現状や周辺景観、歴史、文化等を考慮し、景観形成上の考え方を整理した上で、書面にまとめるよう努める。	
	□	維持・管理の際には、公共施設等の景観形成の意図を踏まえ、景観形成の一環性、継続性を確保する。特に指定管理者等、整備段階の主体と異なるものが維持管理を行う場合は、景観形成上の意図を理解したうえで行うよう留意する。	
既存の素材や施設を活用する			
	□	増築や改修等を行う場合には、当初の景観形成上の意図に沿って計画し、機能性や耐久性が十分な場合は、使用されている材料や施設を極力再利用するよう努める。	
	□	新しい材料等を使用する場合は、新旧の違和感が生じないよう配慮する。	
新たなデザイン等を取り入れる場合は、当初整備時の意図に十分配慮する			
	□	経年による劣化や維持管理上の課題、利用形態の変化等によって、増築や新しいデザイン要素を導入する場合には、当初の景観形成上の意図を把握したうえで、構想・計画段階や設計・施工段階の留意点、デザイン手法により、改めて景観面の検討を行う。	
	□	公共施設等に屋外広告物を掲出する際は、特に慎重に景観面の検討を行い、周辺景観と調和した質の高いものとする。	
市民との協働による運営・活用を推進する			
	□	日常的な見回りを実施し、施設における破損等の異常の早期発見に努める。	
	□	日常的な点検や維持管理において市民、利用者と協働で行える項目を整理し、それらの実施に努める。	
	□	市民、利用者意見等から景観上の問題点や課題を把握し、改修等の機会に活かすよう努める。	
	□	公共施設等の維持管理を行う市民団体の運営や活動の支援を積極的に行う。	
	□	公共施設等を利活用した、祭りやイベントなどを市民や利用者と協働で推進する。	

【その他配慮事項】
【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】
【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】

第４章　横浜市における景観検討の流れ

１．景観上重要な公共施設等の判断の流れ

市内で実施する公共事業において、以下の流れに基づいて景観上の重要性を判断します。

□景観上重要な公共施設等の判断の流れ

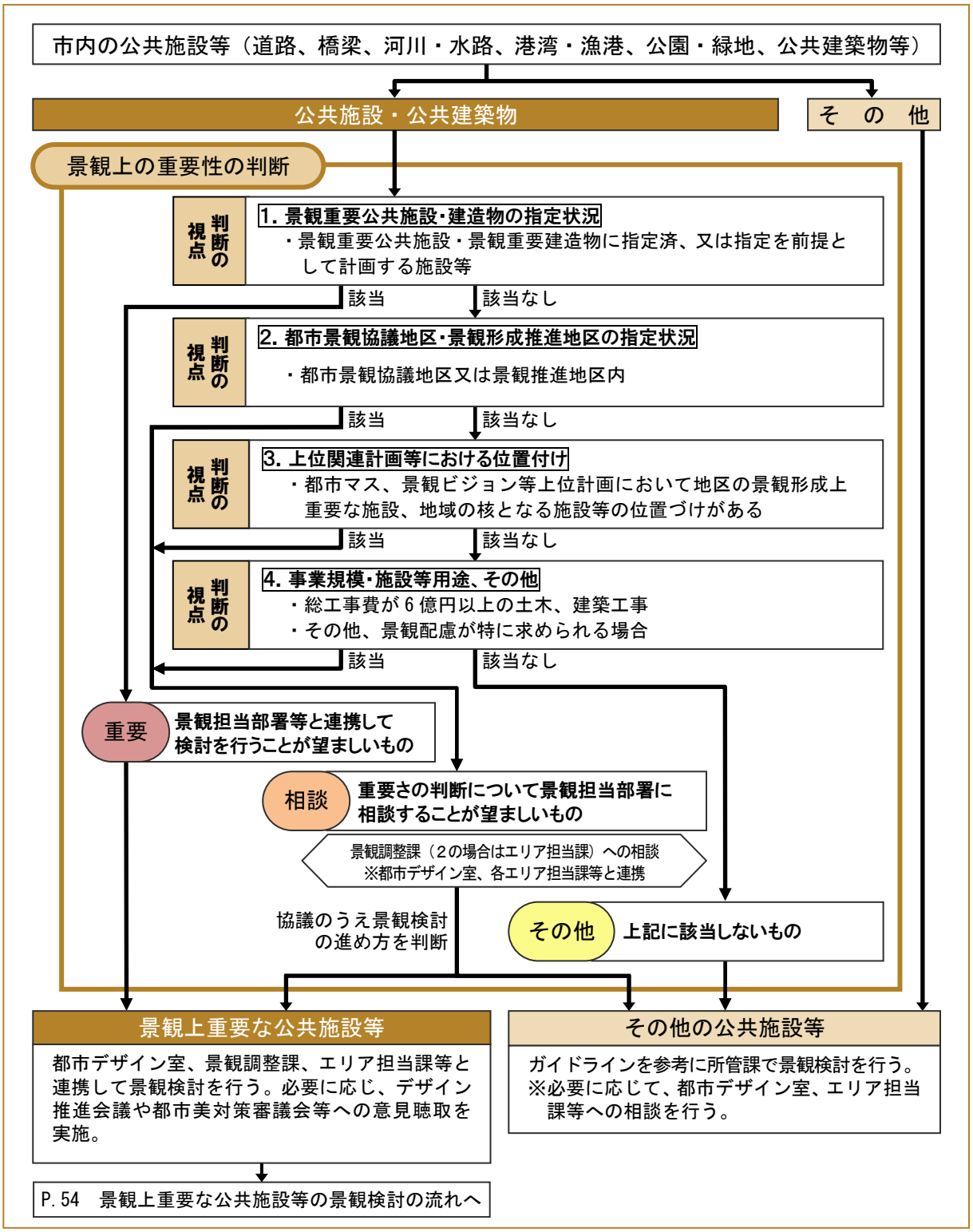

※運用の詳細については別資料「横浜市公共事業景観ガイドラインの運用について」を参照してください。

市内の公共施設等のうち、公共施設及び公共建築物については、図に示す「判断の視点」に照らし、以下の３つに分類します。

1-1. 重要：景観担当部署等と連携して検討を行うことが望ましい公共施設等

判断の視点１　景観重要公共施設・景観重要建造物の指定状況

景観重要公共施設・景観重要建造物に指定済、又は指定を前提として計画する施設等が該当します。通常の維持管理や補修等、景観に影響を与えない軽易な行為は除きます。

これらの施設等にかかる事業においては、景観計画に定める整備の方針等に従って計画しますが、地区に与える景観的な影響が大きいことから、景観担当部署等と連携して検討を行うことが望まれます。検討の流れは、P.54「２．景観上重要な公共施設等の景観検討の流れ」によります。

1-2. 相談：景観上の重要さの判断について景観担当部署等に相談することが望ましい公共施設等

判断の視点２　都市景観協議地区・景観推進地区の指定状況

景観条例に基づく「都市景観協議地区」、又は景観計画において地区別の基準を定める「景観推進地区」内で行われる事業が該当します。通常の維持管理や補修等、景観に影響を与えない軽易な行為は除きます。

判断の視点３　上位関連計画等における位置づけ

都市計画マスタープランや景観ビジョン等の上位計画において、当該施設等が、地区の景観形成上重要な施設、地域の核となる施設等に位置付けられている場合が該当します。

判断の視点４　事業規模、施設等用途、その他

事業の性質等により景観上の配慮が求められるものです。

(1) 総工事費が６億円以上の土木・建築工事
　地盤面下に埋設される施設等、公共空間から容易に見えないものは除きます。

(2) その他、景観配慮が特に求められる場合

（例）□景観上重要な立地の場合
・歴史的建造物等重要な景観資源に近接し一体に見える場合や、主要な駅前等街の顔を作るような立地、里山等特徴的な景観を持つ地区内の場合等が該当します。

□地区計画、建築協定、街づくり協議地区等で特に当該施設等に関連する景観面の定めがあるものの区域内の場合
・新設・新築、増築、従前と異なる色の塗り替えや素材の使用等、景観上影響を与える行為を行う場合が対象となります。

□シンボリックなデザインの採用や、地域の景観を新しく創出するような試みを行う場合

□公共建築物で周辺のスケールから著しく逸脱するもの又は従前の街並みを大きく変えるもの

□多数の市民が利用する公共建築物
・庁舎や地区センター、公会堂、図書館等、日常的に多くの市民等が訪れ利用する建築物が該当します。

上記のいずれかに該当する場合は、景観上の重要性の判断について景観担当部署等に相談し、協議の上で判断することが望まれます。

相談の窓口は都市整備局景観調整課としますが、都市景観協議地区・景観推進地区内については、制度に基づく基準や手続との調整のため、景観制度のエリア担当課とします。

相談を受けた景観担当部署は、都市デザイン室やエリア担当課等の関係課と連携し、景観検討の進め方について事業の所管課と協議します。連携して景観検討を行う必要がある場合は、P.54「２．景観上重要な公共施設等の景観検討の流れ」により進めます。また、事業の所管課において検討を進める場合は、次項によります。

1-3. その他：その他の公共施設等

上記のいずれにも該当しない場合は、ガイドライン等を参考に、事業の所管課において景観検討を行います。必要に応じて、景観担当部署等へ相談を行うことも考えられます。

2．景観上重要な公共施設等の景観検討の流れ

前項により景観上重要と判断された公共施設等について、検討の流れのイメージを以下に示します。

□景観上重要性な公共施設等の景観検討の流れ（イメージ）

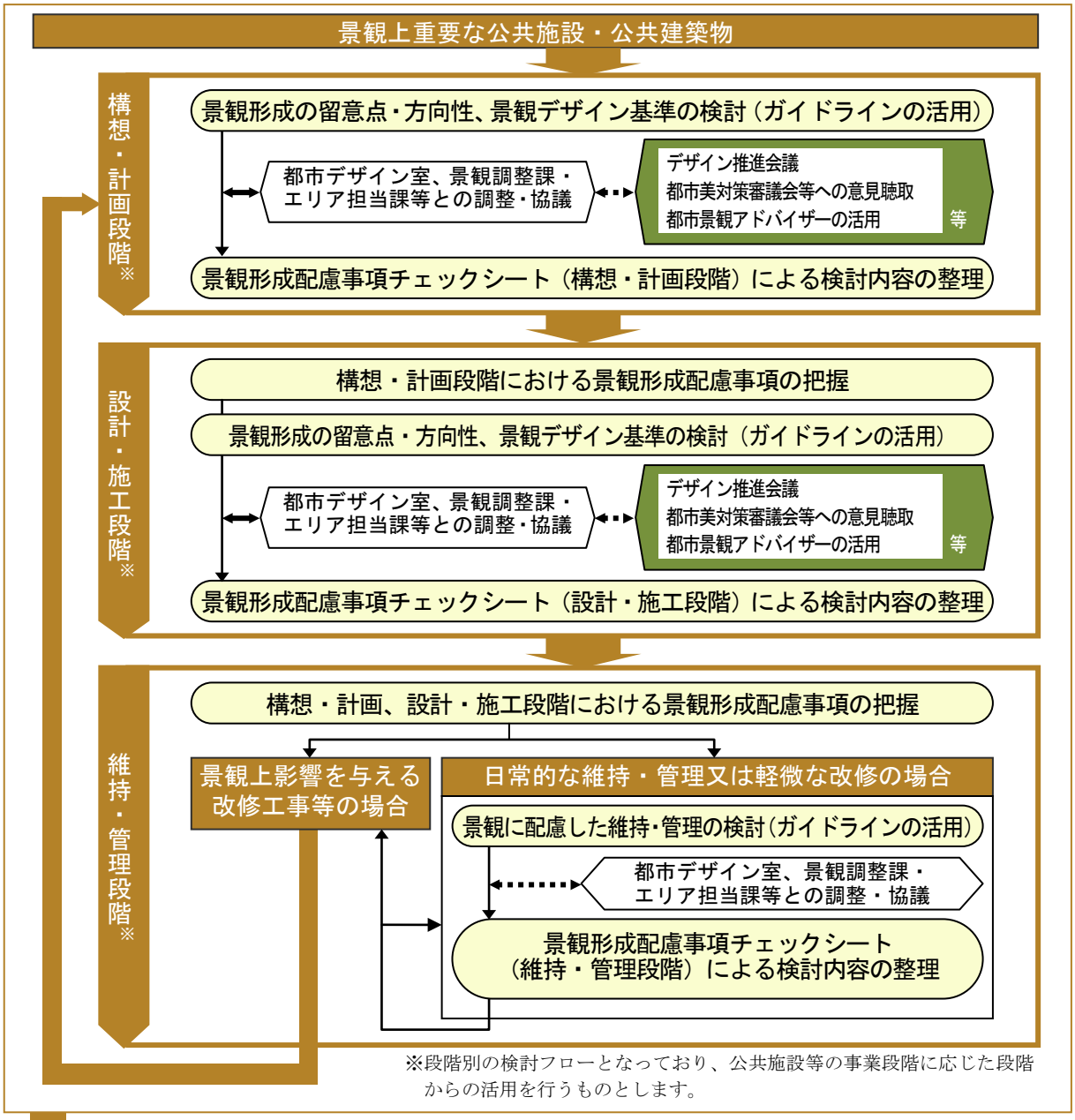

※段階別の検討フローとなっており、公共施設等の事業段階に応じた段階からの活用を行うものとします。

検討段階において、特に景観上重要な公共施設・建築物として景観法に基づく景観重要公共施設又は建造物に指定する場合は、右記の流れにより指定手続を行います。

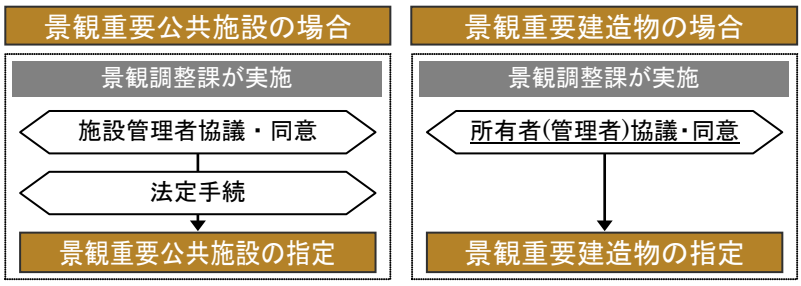

2-1. 景観上重要な公共施設

市内において整備する公共施設のうち、市や地域の骨格を形成する道路、河川及び公園等は、市や地域のイメージを印象付ける景観上重要な公共施設となります。

このため、景観上重要な公共施設の構想・計画段階においては、事業所管課におけるガイドライン等を活用した検討に加え、都市デザイン室や景観調整課、エリア担当課等との調整・協議を行い、十分な景観検討を実施します。更に、必要に応じて、デザイン推進会議に諮ったり、都市美対策審議会等による意見聴取等を行う場合もあります。

設計・施工段階では、構想・計画段階における検討趣旨を十分に把握した上で、それを具体化するための検討を行います。また、進捗に合わせて、構想・計画段階と同様に、関係課との調整や都市美対策審議会等の意見聴取の実施、都市景観アドバイザー制度の活用等を行う場合もあります。

維持・管理段階においては、特に補修や改修等の工事の際には、当初の景観形成上の意図を継承するよう留意します。経年や使用上の課題等に伴い、新たな考え方や意匠を導入する必要がある場合は、構想・計画段階又は設計・施工段階の流れにより改めて検討等を行います。

また、特に景観上重要な公共施設については、景観法に基づく景観重要公共施設として位置付けることも考えられます。その場合、以下の流れに基づいて指定を検討し、景観計画を変更して施設を位置づけます。

□景観重要公共施設とは（景観法第８条第１項第５号ロ及びハ）

景観上重要な公共施設を、公共施設管理者との協議・同意に基づき、景観重要公共施設として景観計画に位置付けます。「景観重要公共施設の整備に関する事項」及び「景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準（占用等の許可の基準）を景観計画に定め、管理者は景観計画に基づいて整備等を行うこととなります。

（１）景観重要公共施設候補となる公共施設の抽出及び景観検討の実施

市内で整備する公共施設のうち、次の視点により抽出される公共施設を景観重要公共施設候補（以下、「候補」）とします。

●広域的な景観構造の骨格を形成する公共施設
●市や地域の玄関口となる公共施設
●市の特徴的な景観特性が表れている場所周辺に立地する公共施設

上記の視点に加え、整備の実施時期も踏まえ、検討が必要な公共施設から順に候補として抽出します。

候補として抽出した公共施設では、ガイドライン等を活用し、景観形成の留意点・方向性、景観デザイン基準、景観整備の方針等を検討します。

（２）都市美対策審議会等における意見聴取（任意手続）

都市美対策審議会等において、景観重要公共施設として整備する必要性及び整備する際の留意事項や配慮内容について意見聴取を実施し、指定にあたって必要な事項を整理します。

（３）施設管理者との協議（景観法第 9 条第 4 項）

都市美対策審議会等の意見を踏まえ整理した景観整備の方針等を基に、公共施設の管理者となる担当部局との指定に向けた協議を実施します。景観計画の変更手続に先立ち、制度を所管する景観調整課から管理者宛に意見照会を行います。

（４）景観重要公共施設の指定（景観法第 9 条、景観条例第 15 条他）

施設管理者との協議内容を踏まえ、景観計画変更の法定手続を実施します。景観調整課において景観計画の変更案の縦覧や意見書の受付を実施し、横浜市都市美対策審議会及び都市計画審議会の意見聴取を行ったうえで、景観計画を変更して景観重要公共施設として指定します。

※施設の新設時に指定を行うほか、新たに景観推進地区等を定める場合に、当該地区内にある既存の公共施設を景観重要公共施設として指定する場合もあります。

※景観重要公共施設の指定後は、景観計画に従って行われる整備等の行為は、景観法第 16 条第 5 項に定める届出に代わる通知の対象外となります。しかし、景観上影響を及ぼす行為については庁内の連携を取りながら進めることが望ましいため、前項のフローで「景観担当部署等と連携して検討を行うことが望ましい景観上重要な事業」として挙げています。

2-2. 景観上重要な公共建築物

市内において整備する公共建築物のうち、周辺の街並みのスケールから大きく逸脱するものや従前の街並みを大きく変えるもの、重要な景観資源に影響を与えるもの等については、十分な景観検討を行う必要があります。また、大規模公共建築物、市や地域の拠点となる公共建築物、多くの市民が利用する建築物等については、市や地域のシンボルとして市民や観光客等に活用され、愛される公共建築物として整備していく必要があります。

これらの景観上重要な公共建築物については、前項の公共施設と同様に、構想・計画段階から維持・管理段階の各段階においてガイドライン等を活用した景観検討を行うとともに、都市デザイン室、景観調整課、エリア担当課等との調整・協議や、都市美対策審議会等の意見聴取等を実施し、景観整備の方針等を整理した上で、具体的な景観検討を行います。

また、特に景観上重要な公共建築物については、事業完了後に景観法に基づく景観重要建造物として指定することで、景観上の特性を保全し、施設のシンボル性や市民・観光客等の施設への愛着等を高めていくことが考えられます。その場合、以下の視点に基づいて指定を検討します。

□景観重要建造物とは（景観法第 19 条）

良好な景観の形成に重要な建造物について、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。法で定める基準と景観計画に定める指定の方針に従って指定を行います。景観重要建造物として指定された建造物は、所有者等の適正な管理義務、現状変更に関しての景観行政団体の長の許可等が必要となります。

景観重要建造物は、公共建築物だけでなく、民間建築物も含め指定の対象となります。また、景観上重要なものであれば歴史的・文化的な価値によらず対象となります。

（１）景観重要建造物の候補

市内で整備する公共建築物のうち、法で定める基準及び景観計画に定める方針に合致するものが景観重要建造物候補（以下、「候補」）となります。（景観推進地区内は別に方針あり）

景観重要建造物の基準（景観法施行規則第 6 条）

1　地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

2　道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

横浜市景観計画　第1編　横浜市における景観形成

第3　景観重要建造物の指定の方針

横浜市は、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み景観の形成を行ってきたほか、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街をつくってきました。

豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

このような都市景観を構成する次のような建造物を景観重要建造物として指定するものとします。

ただし、景観推進地区で別途定める場合はこの限りではないものとします。

(1)　港町や異国の文化を伝える建造物

(2)　横浜の発展の歴史を伝える建造物

(3)　谷戸や里山などの自然景観を構成する形態意匠の建造物

(4)　地域独自の個性と魅力ある街並みを構成する形態意匠の建造物

上記の視点に加え、整備の実施時期も踏まえ、検討が必要なものから順に候補として抽出します。候補として抽出した公共建築物では、ガイドライン等を活用して、景観形成の留意点・方向性、具体のデザイン等を十分に検討します。

（２）所有者の意見聴取（景観法第 19 条第 2 項）

指定に当たり、景観行政団体の長は、所有者全員の意見を聴きます。

（３）指定

指定を行った場合は、市ホームページや窓口で公表します（景観計画の変更手続は不要です）。

また、台帳を作成し、景観調整課にて保管します。

※原則として現状変更には市長の許可を要します。国や市が行う行為の場合でも法 22 条に定める協議が必要となるため、将来の施設利用や維持管理計画等について十分な検討が必要です。

※所有者及び管理者には適切に管理する義務が生じます。（法第 25 条）

３．景観形成に関連するその他資料

本ガイドラインの他、景観形成に取り組む際に参考となる計画・ガイドライン、関係法令等を以下に整理します。

横浜市の関連計画等	
□横浜市景観ビジョン	平成 18 年 12 月
□横浜市景観計画	平成 25 年 11 月変更施行
□関内地区都市景観形成ガイドライン	平成 20 年 4 月
□みなとみらい 21 中央地区都市景観形成ガイドライン	平成 25 年 11 月
□みなとみらい 21 新港地区街並み景観ガイドライン	平成 22 年 1 月
□横浜市公共サインガイドライン	平成 25 年 4 月改訂
□行政財産への屋外広告掲出ガイドライン	平成 22 年 3 月
国土交通省が策定している公共事業景観ガイドライン (http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000016.html)	
□景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」	平成 23 年 6 月改訂
□道路デザイン指針	平成 17 年 7 月
□河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」	平成 18 年 10 月
□住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン	平成 17 年 3 月
□港湾景観形成ガイドライン	平成 17 年 3 月
□航路標識整備事業景観形成ガイドライン	平成 16 年 3 月
□官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	平成 15 年 7 月
神奈川県が策定している公共事業景観ガイドライン	
□公共事業における景観づくりの手引き	平成 19 年 10 月
その他の参考事例	
□国土技術政策総合研究所「景観デザイン規範事例集」	平成 10 年

関連法令等		本ガイドラインとの関連
□景観法	平成 16 年 6 月	・景観重要公共施設 ・景観重要建造物
□都市計画法	昭和 43 年 6 月	・地区計画
□建築基準法	昭和 25 年 5 月	・建築協定
□横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	平成 18 年 4 月	・都市景観協議地区
□横浜市街づくり協議要綱	平成 25 年 1 月	・街づくり協議地区
□横浜市景観計画を定めるために必要な措置等に関する要綱	平成 25 年 11 月変更	・景観重要公共施設の管理者協議
□横浜市都市景観アドバイザー設置要綱	平成 24 年 12 月	・都市景観アドバイザーの活用
□横浜市デザイン推進会議設置要綱	平成 20 年 3 月	・デザイン推進会議への意見聴取
□横浜市屋外広告物条例・同施行規則	平成 23 年 10 月	・公共サインの景観配慮
□横浜市環境配慮指針	平成 23 年 6 月	・環境を考慮した景観配慮

参考：横浜市の景観検討に関連する体制

□横浜市都市美対策審議会　掲載頁：p.1、p.8、p.34、p.38、p.51、p.54 等

昭和 40 年に横浜市都市美対策審議会条例に基づき設置され、本市の都市デザイン活動の歩みとともに行われてきた審議会。

都市の美観の向上や魅力ある都市景観づくりを図ることを目的に、建物やまちなみの美観、デザインなどのほか、「景観法」や「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づく景観ルールに関することなど、重要事項について審議を行う。

http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/design/shingikai/tosibi/

□デザイン推進会議　掲載頁：p.8、p.34、p.38、p.54 等

建築物・土木構造物等都市景観を構成する物件の整備のうち、横浜の顔となるようなシンボル性の高いもの、都市景観形成に対する影響が大きいと予測されるもの等について、横浜らしい質の高い景観形成に資するものとするため設置する庁内会議。

所掌事務は、(1)デザイン調整の対象と方向性の決定、(2)重要案件のデザインに関する助言、(3)その他横浜らしい質の高い景観形成の推進に必要な事項。会長は副市長、事務局は都市デザイン室。

□都市景観アドバイザー　掲載頁：p.8、p.54 等

都市景観協議（景観条例第 8 条）及びその他の助言（同第 18 条）を行うにあたり、必要な場合に、市長が専門的見地からの意見を聴くために設置されている。

アドバイザーは、横浜市都市美対策審議会の委員及び専門委員または専門的知識を有する者から市長が選任し、次に掲げる事項の基本的な方向性について市長に対して意見を述べる。

（１）建築物及び工作物等の形態及び意匠等に関する事項

（２）市が実施する公共事業で、都市景観の形成に配慮が求められる事項

（３）その他魅力ある都市景観の創造に関する事項

根拠：横浜市都市景観アドバイザー設置要綱（平成 24 年 12 月 6 日都デ第 505 号（局長決裁））

□エリア担当課　掲載頁：p.3、p.8、p.51、p.54 等

地域のまちづくりを担当している主に都市整備局内の各課（地域まちづくり課、都心再生課、みなとみらい２１推進課等）。景観推進地区・都市景観協議地区においては、制度の窓口運用課。

平成 26 年　月

都市整備局景観調整課